

官報

號外

明治三十一年六月八日

水曜日

内閣官報局

○第十二回 帝國議會貴族院議事速記錄第十五號

明治三十一年六月七日(火曜日)午前十時十五分開議

議事日程 第十五號 明治三十一年六月七日

午前十時開議

第一 請願委員長報告

第二 華族令中改正ニ關シ貴族院令第八條ニ依リ

會 議

第三 實業教育費國庫補助法中改正法律案

第一讀會ノ續(特別委員長報告)

第四 臺灣銀行法中改正法律案

(政府提出衆議院送付)

第一讀會ノ續(特別委員長報告)

第五 民法施行法案

(政府提出衆議院送付)

第一讀會

第六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第一讀會

第七 人事訴訟手續法案

(政府提出衆議院送付)

第一讀會

第八 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第一讀會

第九 非訟事件手續法案

(政府提出衆議院送付)

第一讀會

第十 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第一讀會

第十一 競賣法案

(政府提出衆議院送付)

第一讀會

第十二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第一讀會

第十三 衆議院議員選舉法改正法律案

(政府提出衆議院送付)

第一讀會

第十四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第一讀會

第十五 郡制中改正法律案(中西光三郎君外五名發議)

第一讀會

○議長(公爵近衛篤脣君) 昨日詔勅ヲ發セラレマシタニ附キマシテ朗讀ヲ致シマス、ドウカ皆サン起立ヲシテ(一同起立)

朕六月十五日迄七日間帝國議會會期ノ延長ヲ命ス

御名 御璽

明治三十一年六月六日

各大臣副署

○議長(公爵近衛篤脣君) 是ヨリ報告ヲ致シマス(入本書記官朗讀)

昨六日本院ニ於テ可決シタル左ノ議案ハ即日内閣總理大臣ヲ經由シテ裁可ヲ奏請シ及ヒ可決ノ旨衆議院ニ通知レタリ

政府提出
明治三十一年度歲入歲出總豫算追加案(第四號)

廣島縣下郡廢置法律

同日本院ニ於テ修正議決シタル左ノ議案ハ即日衆議院ニ回付シタリ
政府提出
香川縣下郡廢置法律案

衆議院提出
登錄稅法中改正法律案

同日本院ニ於テ判決シタル松村修平君選舉爭訟ノ件ハ直ニ之ヲ奏上シ其ノ
議決ノ證本ヲ原告及被告ニ送達シ且ツ松村修平君ノ位列ヲ停止シタリ
同日本院ニ於テ判決シタル斯波與七郎君選舉爭訟ノ件ハ即日其ノ議決證本
ヲ原告及被告ニ送達シタリ
同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領シタリ

明治三十一年度歲入歲出總豫算追加案並明治三十一年度各特別會計歲入
歲出豫算追加案

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件

銀行ニ關スル法律ニ定メタル過料ニ關スル法律案特別委員會ニ於テ委員長
ニ伯爵大原重朝君副委員長ニ男爵青山貞君當選セラレタリ

○議長(公爵近衛篤脣君) 是ヨリ本日ノ議事日程ニ移リマス

第一請願委員長報告、一二條公爵

(公爵二條基弘君演壇ニ登ル)

○公爵二條基弘君 請願委員會ノ御報告ヲ致シマス、請願委員會ニ於キマシ
テ、此議會開會以來今日マデノ請願書ノ數ハ百四十三通デアリマス、其内デ
諸君ノ御手許ヘ御回シ致シマシタ、第一回ノ報告書文書表ニ載セマシタル所
ノモノハ五十一年通デゴザイマシテ、其内院議ニ付スルコトニナリマシタモノ
ガ二十四件、即チ三十一通ニシテ其内譯ハ第六號ガ齒科醫學校設立ノ件デス、
ソレカラ第八號ト第三十八號トハ同ジモノデス、官設鐵道工事ノ件、第九號
ト第二十九號ハ是モ矢張奧羽鐵道布設工事著手ノ件、ソレカラ第十號ト三十
六號ハ即チ商法修正ノ件デアリマス、十一號ガ外資輸入方法ニ關スル件、十
二號ガ租稅增徵及外債募集ノ件、第十三號ガ商法第七百九十條改正ノ件、第
十四號第四十一號は是ガ證券印紙規則改正ノ件、第十五號ガ港灣設備ニ關スル
件、第十八號ガ在外寄賣姪取締規則制定ノ件、第十九號ガ安倍川改修ノ件、
第二十號ガ郡界變更ノ件、第二十一號ガ人力車發明人ニ年金給與ノ件、第二
十二號ガ北海道事業開發ノ件、第二十三號室蘭ニ區裁判所設置ノ件、第二十

四號ガ明治二十九年法律第十八號改正ノ件、第二十五號ガ劔術ヲ兒童體育ニ
編入ノ件、第二十八號ガ燧礦石稅輸入稅免除ノ件、第三十號ガ衆議院議員選
舉改正ノ件、第三十二號ガ監獄費國庫支辨ノ件、第三十三號ガ民間ノ資金運
轉ヲ圓滑ナラシムル件、第三十四號ト第三十五號是ハ營業稅全廢ノ件、第三
十七號ガ米穀減耗豫防ノ件、第三十九號ガ郡域變更ノ件、是ダケガ院議ニ付
スルト云フコトニ致シマシテゴザイマス、其他ノ二十通ト云フモノハ即チ會
議ニ付スルコトヲ要セズ止メ置キトシタ譯ニアリマス、此段御報告致シマス
○議長(公爵近衛篤賢君) 第二、華族令中改正ニ關シ貴族院令第八條ニ依リ
御諮詢ノ件、政府提出、會議、通牒文ノミヲ朗讀致サセマス

〔河田書記官朗讀〕

右 華族令中改正ニ關シ貴族院令第八條ニ依リ御諮詢ノ件
勅旨ヲ奉シ貴族院ニ提出ス
明治三十一年六月六日

宮內省達甲第
號

明治十七年七月七日達幸於令
八條「戸籍及」ノ三字ヲ删除

第三條 奉勅

第三條 霽ハ男子ノ家督相續人ヲシテ之ヲ襲カシム
左ニ掲タル者ニ非サレハ爵ヲ襲クコトヲ得ス但華
家督相續人ト爲リタル者ハ此限ニアラス

三二一

四 華族ノ籍内ニアル者相賣人ハ相賣用給ノ後速ニ宮内大臣ヲ經由シ裏書ノ請願ヲ爲スヘシ

第七條 華族ハ精神若クハ身體不治ノ重患ニ因ルニ非サレハ隱居ヲ爲スコ

前項ノ規定ニ違反シテ隠居ヲ爲シタル者ハ華族ノ榮典ヲ失フヘシ

第九條 姉姐、養子縁組、隠居若クハ家督相續人ノ指定ニ就キ六ハ月籍前二屆出ツル前ニ於テ宮内大臣ノ許可ヲ受クヘシ

家督相續人ノ選定ニ就キテハ其確定以前豫メ宮内大臣ノ許可ヲ受クヘシ

○政府委員(梅謙次郎君) 唯今朗讀ニナリマシタル件ハ此度民法ガ制定ニ相成リマシテ將ニ施行セラントスルニ至リマシタカラ、華族令ノ規定ト民法ノ規定ト能ク調和スルヤウニ計リマセヌケレバナリマセヌ、ソレニ附キマシ

テハ色ニ案モアリマスルコトデ、或ハ華族ト云フモノハ他ノ士族平民等トハ
マルデ別物トシテ華族令ノ規定ト民法ト云フモノハ異ナシテ居シテモ構ハヌ
モノト致スコトモ出來マスルシ、ソレカラ又全ク此華族令ト云フモノハ民法
ノ範圍内ニ置イテ悉ク民法ノ規定ト合ウヤウニ致スコトモ出來マスルガ、此
二ノ極端ノ事柄ハ政府ニ於テ穩當ト認メマセナカツタノデアリマス、華族令
ト雖モ大體ニ於テハ民法ノ規定ニ從ウベキモノト致シマシテ、併ナガラ又其
華族令ノ方デ爵其他華族ノ榮典ト云フコトニ附イテハ、民法ノ規定ニ拘ラズ
別段ナル規定ヲ設クルコトヲ必要ト認メマシタノデアリマス、ソレ故ニ此案
ハ民法ニ變更ヲ加ヘル案デハナイデス、民法ニ依ツテ身分ハ定メマズルケレド
モ併シ其華族令ニ依リマセヌトキニ於テハ爵ヲ繼グコトハ出來ヌ、華族ノ榮
典ヲ受ケルコトハ出來ヌ、斯ウ云フ事ニ致シマシタノデアリマス、而シテ成ル
ベク此華族ハ民法ノ規定ノミニ從ハズ華族令ニモ從ウテ爵ヲ失ヒ榮典ヲ失フ
ヤウナ氣遣ノナイヤウニ致スタメニ戸籍法ニ於キマシテ、他ノ法令ノ規定ニ
依シテ許可ヲ要スル事柄ハ其許可書ヲ添ヘテ届出又ケレバ戸籍ハ届出ヲ受理
スルコトが出來ヌト云フコトニ規定致シマシタカラ華族ニ就キマシテハ特ニ
宮内大臣ノ許可ヲ要スルト云フ場合ニハ其許可書ヲ添ヘテ届出ヲ致シマセヌ

ト云フコトニナリマスノデ、從^ツテ此民法ト華族令ト云フモノガ竝ビ行レテ悖ラヌコトニ相成リマスル仕組ニナ^シテ居リマス、ボウカ然ルベク御評決ヲ願ヒマス

○男爵小澤武雄君 チヨウト政府委員ニ質問致シマス、第三條ニ掲ゲテアルヨリ四マデアリマスルガ、是ハ此順序ニ依ツテ採ル譯デアリマスルカ、例ヘバ六親等内ノ血族カラ先キ取ツテナイトキハ其次ニ往クト云フ譯カ、若タハワレニ關セズニ六親等内ノ血族ハアツテモ四項ニ在ル所ノ華族ノ籍内ニアルモノヲ取ツテモワレハ其人ノ隨意デアルカト云フコトヲ御尋ネスル、其次ニ此第三ノ所ニ血統アル本家若クハ分家ノ家族ト云フ事ガアリマスガ、民法ノ修正案ヲ見ルト此本家分家同家ト云フコトガアツヤウニ記憶シマスルガ、是マデノ規定坏ニ於テハ本家分家ト稱セラレズニ全ク同家ト云フモノガアルノデ既ニ今度ノ民法ノ修正案ノ所ノ同家ト云フノハドウ云フ意味カハ知リマセヌガ、此處ニハ本家分家ト判然シタモノニ限ル譯デ其他同家ト稱シ本家トモ分家トモ名ケ難イモノハ其内ヨリ取除クト云フ精神デアリマスカ、此二點ヲ伺ヒタイ

○政府委員（梅謙次郎君）御答ヲ致シマス、第一ノ御問ハ是ハ順序ヲ定メタモノデハナイノデ故ニ苟モ民法ノ規定ニ抵觸致サザル上ハ此四ツノ項ノ内何レノモノヲ取ツテモ宜シイ、ソレカラ第二ノ御問ハ此分家ト申ス是ハ内ノモノハ本家カラ觀察シテ矢張同家モ這入ッテ居ル積リデアリマス、成ル程同家ト云フ字ヲ加ヘル方ガ尙ホ明瞭デアルカ知レヌト存ジマスガ……

○男爵伊達宗敦君 此三條ノ今ノ小澤男爵ノ御尋ニナツタ四ノ次ノ「家督相續人」ハ相續開始ノ後速ニ宮内大臣ヲ經由シ襲爵ノ請願ヲ爲スヘシ」と云フコトガゴザイマス、是ハ今日マデハ有爵者ノ沒シタ際ニハ相續人ハ直グ其儘爵ヲ承ケ繼イデイクコトガ出來ルト私ハ考ヘテ居リマスルガ、例ヘテ申セバ私が沒シマスレバ私ノ後ヲ繼ク者ガ直グニ男爵ノ爵ヲ別段願ハヌデモ承ケ繼クコトが出來ルト思ツテ居リマシタガ、ドウ云フ譯デ此度ノ此改正デハ別段

願ハナケレバナラヌコトニナツタノデゴザイマスカ、チヨット……○政府委員（梅謙次郎君）御答イタシマス、現今ノ華族令第三條ニモ親族中同族ノ者ノ連署ヲ以テ宮内卿ヲ經由シ襲爵ヲ請願スベシト云フコトガ但書ニアリマスノデ、本文ノ方ニハ成ル程サウ云フコトハアリマセヌガ、併シ御承知ノ通家督相續ヲ仰付ケラレルトアリマスカラシテ、手續トシテハ矢張他ノ場合ニ於テモ此手續ヲ必要トシナケレバナラヌト思ヒマス、就中此度……〔男爵船越篤君〕モウ少シ大キイ聲デ願ヒマス」（ト述フ）三條ニ列舉シマシタモノデナカラネバ爵ヲ襲グコトハ出來ナイコトニ相成リマシタカラシテ、果シテ其爵ヲ襲グ資格ガアルモノカドウカト云フコトヲ見マスルニハドウモ此請願ト云フコトハナカラネバナラヌト考ヘマス、然ラズバ民法ノ規定ニ依ツテ相續ヲ當然致スコトニナリマス、其相續シタ者ハ直ニ爵ヲ襲グト云フコトニハナリマセヌノデ、請願ノ後此爵ヲ襲ギマスルト云フコトニシナケレバナラヌト考ヘマス○男爵尾崎三良君 私モ一ツ政府委員ニ質問致シタウコザンス、此華族令ノ改正ハ至極結構デアリマスガ其中一二御説明ヲ請ヒタイ、ソレハ此第三條デアリマスガ、六親等内ノ血族其他……此血族ト云フノハ是ハ定メテ養子ハ入レヌ御積リテアラウト推察シマスガ、併シ今度ノ民法デ養子ハ養子縁組ノ日ヨリ血族間ニ於ケルト同一ノ關係ヲ有ス、ソレカラ又後ノ方ニ至ツテ養子ニ一旦ナツタ以上ハ血族ト變ラヌ、民法ニ於テハ……デ此六親等内ト云フト果シテソレマデ籠ル御積リテアリマスカ、ソレカラ若シ籠ラセヌ積リダト云フ御説ダト是デハ少シ足ラヌコトハアリマセヌカ、ソレカラ又第四条スネ、第四ノ「華族ノ籍内ニアル者」、是ハ誠ニ廣イモノデアッテ一日養子トナレバ則チ華族ノ籍内ニ這入ルノデアリマスカ、ソレハモウ華族ノ籍内ニサヘアレバ宜シトイト云フコトニナルノデアリマスカ、ソレハ即チ其養子デモ何モ養子ハ養親ノ嫡子ト同様ノ權利ヲ得ルト斯ウ云フヤウニナツテ居リマス、非サレハ隱居ヲ爲スコトヲ得ス」トスウアリマシテ現行ノ此華族令ニハ「有爵者生存中ハ相續人ヲシテ爵ヲ襲カシムルコトヲ得ス」ト云フコトニナツテ居ル、今度ノ此意味モ現行ノ意味モ一體少シ兩様ニ解釋ガ出來ルト思フテ居ル、ト云フモノハ「隱居ト云フモノハ唯民事上ノコトデ爵ニハ關係ノナイモノデ、隱居シテモ爵ハ持ツテ居ラル、譯トスウ解釋ヲシテ居リマスガ、今度ノハドウ云フ精神デアリマスカ、隱居スレバモウ爵ハ無論除カレルト云フ御積リデアリマスカ、サスレバ生存中デモ精神トカ身體ニ重患アルトキハ爵ヲ受ケルコトガ出來ヌコトニスル御積リデアリマスカ、其所デアレバモウ少シ是ハハツキリセヌト分ラスト思ヒマスガ、其邊ノ所デ一ツ伺ヒタイ○政府委員（梅謙次郎君）御答致シマス、第一ノ點ハ成ル程民法デハ養子モ血族ト見ルコトニナツテ居リマスケレドモ此三條ノ規定全體ヲ御覽下サリマスレバ、此血族ト云フモノハ真ノ血族ノミヲ意味スルト云フコトハ、大抵明カデアラウト心得マシタノデ、養子ニ非ザル血族ト書キマスルノモ文字ノ上ニモ餘リ穩カデナイヤウデアリマス、規定ノ他ノ部分ト較ヘテ明瞭ニナルデアラウト思ヒマシタノデ、是ハ真ノ血族ノミヲ意味スルノデアリマス、ソレカラ第四ノ華族ノ籍内ニアル者ト云フノハ是ハ從來ノモノニハ滅多ニ華族

ノ籍内ニアル者デ前三項ニ掲ゲタルモノ以外ノモノハナイヤウデアリマスケレドモ、併シ前ニ在リマスレバ、ソレハ此中ニ含ムノデアリマス、ソレカラ第三ノ御問ニ對シテハ、如何ニモ現行法デハ少シモ華族ト云フモノ、隱居ト云フモノハ認メヌコトニナツテ居ルヤウデアリマスガ、是ハ其今度ノ民法デ隱居ト云フモノヲ認メルコトニナリマスカラシテ、ソレデ此華族令デモ之ヲ認メスト云フ譯ニハ參ラヌモノト認メマシタ、デ矢張リ華族ニ於テモ隱居ハ出來是ダケノモノハ皆華族令デ許シテアルノデアリマスカラ無論普通民法ノ規定ニ依ツテ相續ガ開始スル、相續ガ開始スレバソコデ相續人ガ定リ第三條ニ戻ツテ爵ヲ襲グコトニナリマス、ソレカラ其他ノ場合ニモ隱居ハマルデ出來ヌノデハナイ、民法ノ規定ニ依ツテ出來マスル、ソレドモ其場合ニ隱居ヲ爲スト華族ノ榮典ヲ失フノデ華族タルコトハ出來ナイノデ、ソレデアリマスカラ族タル身分ヲ失ウマイト思ヘバ詰リ第七條第一項ノ場合シカ隱居ハ出來ヌ譯ニナリマス○伯爵坊城俊章君 贊成○三浦安君 贊成○村田保君 本員モ此案ニ對シテハ少シ質問モ致シタイコトモアリマスルガ是ハ通常ノ案トモ違ヒマシテ、御諮詢ノ件モアリマスカラシテ、ドウゾ此議場デ直ニ之ヲ御決シナクシテ特別委員ヲ九名程定メマシテ、ソレデ十分ニ其際ハソレハ法律案デゴザイマセヌカラ讀會ノ順序ニ依ルト云フモノデハナイ譯デアリマスガ矢張讀會ノ手續ヲシタ方ガ宜カラウト云フコトニ此議場デ決シテ居リマス、此度モ先例ニ依ツテ矢張讀會ノ順序ヲ經ルト云フコトニ致シタラ宜シカラウト議長ニ於テハ考ヘマス、御異議ガナクバ左様致シマス（「異議ナシト呼フ者アリ」）○男爵伊達宗敦君 此七條ノ一項ニ前項ノ規定ニ違反シテ隱居ヲ爲シタル者ハ華族ノ榮典ヲ失フト云フコトガアリマス、是ハ分り切ツテ居ルヤウデアリマスガ少シ迷ヒマスカラ念ノタメニ御尋致シマス、私ハ斯ウ云フヤウニ解釋致シテ居リマスガ其通デアリマセウカ、前項ノ規定ニ違反シテ隱居ヲ爲シタル者ハ華族ノ榮典ヲ失フ……「者ハ」ト云フコトハ即チ本人ガ失ツテサウシテソレヲ相續シテ往ク者ハ榮典ヲ相續スルコトガ出來ナイ、言換ヘレバ其家ハ華族ノ榮爵ヲ保ツコトガ出來ナイトスウ云フ意味デアラウト思ヒマスガ○政府委員（梅謙次郎君）御見解ノ通デアリマス○子爵松平乘承君 私モチヨット質問シトウゴザイマスガ此第四條ノ戸主死亡ノ後六箇月以内ニ云々ト云フコトガゴザイマスガ是ハ此理由書ノ方ニ依リマスルト或ハ其華族ト云フモノ、榮典ニ關セズシテ單ニ民法ノ方ニ據ツテ行クト云フコトハ隨意ニスルト云フヤウニ……サウシマスルト其趣旨カラ第四條ハ書イテ居リマスノアゴザイマスカ

- 政府委員(梅謙次郎君) 御答致シマス、全ク御見解ノ通デゴザイマス、六箇月以内ニ節ヲ製クベキ家督相續人ガナクトモ家ハ支ヘル、矢張民法ニ依テ後ニ家督相續人ガアレバ家ハ立チマスガ華族ノ榮典ダケハ失フト云フノデゴザイマス
- 子爵本莊壽亘君 第七條ニ附イテ隱居ヲ願出テタル場合ハ醫師ノ診斷書ヲ要スルノデゴザイマスカ、又此第九條ニ附イテ願出デタニ附イテハ宮内大臣ガ其許否スルニ附イテ不服スル場合ハ之ヲ裁判所ニ出訴スルコトガ出來マスカ、ドウデゴザイマスカ
- 政府委員(梅謙次郎君) 御答致シマス、第一ノ點ハ手續ニ涉リマスコトデ何レ其様ナコトハ宮内省ニ於テ別段ニ定メガ出來マス、此上デハ醫師ノ診斷書ヲ備ヘテ出スト云フコトニハ極ツテ居リマセヌ、又第九條ニ附キマシテ裁判所ニ訴ヘルコトハ許サヌ積リデゴザリマス
- 三浦安君 段々御質問モゴザイマスガ先刻村田君カラ特別委員ヲ設ケルト云フ御建議ガゴザイマシタガ、之ニ贊成ヲ致シマス、此理由書ヲ見マシテモ固ヨリ民法ニ關係ヲ持ツテ居ルコトデアリマスカラ是ハ民法ガ可決ノ後ニ議スペキモノニアラウト存ジマス、殊ニ慎重ヲ加ヘテ委員ヲ立テマスルコトハ極ク結構ナコト、考ヘマス、質問諸君モ此上ハ委員ガ立チマシタフ委員席ニ於テ御質問ノアルヤウニ希望致シマス、先づ以テ委員ヲ置クコトニ御決定アランコトヲ願ヒマス
- 議長(公爵近衛篤磨君) 村田君ニチヨウト確メマスガ、委員選舉ノ仕方ハ正式ニ依ル御積リデアリマスカ
- 村田保君 議長ニ御託シ致シマス
- (三浦安君「其通……ト述フ」)
- 男爵西五辻文仲君 村田君ニ賛成
- 男爵本田親雄君 賛成
- 議長(公爵近衛篤磨君) 村田君カラ委員九名ヲ議長ニ於テ選定スルト云フ
- 議長(公爵近衛篤磨君) 宜シウゴザイマス、第三、實業教育費國庫補助法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、特別委員長報告
- (侯爵細川護成君演壇ニ登ル)
- 侯爵細川護成君 實業教育費國庫補助法中改正法律案ノ特別委員會ニ於キマシテ審査シマシタル要領ヲ申上ゲマス、此實業教育費國庫補助法ハ明治二十七年六月ノ法律第二十一號ヲ以テ發布セラレマシテ此法律ノ實施ニナリマセタノハ其年十月トカ云フコトアリマス、此改正案ハ第一條ト第二條ト第七條ノ三箇條デアリマス、第一條ニハ實業教育ヲ獎勵スルタメニ國庫ハ毎年度金十五万圓支出シテ其費用ヲ補助スベシト斯様ニアリマスノヲ此十五万圓ノ支出ト云フコトヲ二十五万圓ト改メタノデマリマス、其理由ハ理由書ニモ書イテアリマス通ノコトデ唯今十五万圓デ設置ニナクテ居リマスル所ノモノ

- ハ農學校、商業學校、工業學校、實業補助學校等ニアリマシテ先づ差當リ十万圓ヲ請求致シマスノガ農學校ニ二十三校、商業學校ニ十二校、工業學校ト徒弟學校ニ二十三校實業補習學校ニ三十八校ノ設置ヲ必要ト見込シテ立テラレタノデアリマス、其又唯今請求中ノガ金額ニシテ何デモ五六千圓バカリ請求ガシテアルト云フコトニアリマス、既ニ願書デ補助ヲ貰フテ居リマス分ガ廣島縣愛知縣以下何デモ七八縣アルサウデゴザイマス、ソレテ此實業教育費國庫カラ補助イタシマスルニドウモ十五万圓デハ不足ヲ告グマスノテ更ニ十萬圓ヲ増加シタイト云フコトデ二十五万圓ト改シタノデアリマス、又此第二條ノ第一項中ニ「商業」ノ下ニ「商船」ノ二字ヲ加ヘ、同條第二項中「地方」ヲ「監督」ト改ム、是ハ理由書ニモ書イテアリマシテ商業學校ノ下ニ商船學校ト云フモノヲ加ヘルノデアリマス、是ハ二十七八年戰役ノ結果ト致シテ航海事業が發達致シマシテ一方ニ於テハ航海獎勵、造船獎勵等ガゴザイマシテ非常ニ海員ノ缺乏來シマシタカラ地方ニ於テ海員ノ教育ヲ計畫シタノガ香川縣ト山口縣ト云フコトデアリマス、其外尙ホ三箇所目下計畫セラレテ居ルト云フコトデアリマス、是等ノ補助モ矢張十万圓請求ノ中ニ加ッテ居ルト云フコトデアリマス、又其次ニ在リマス所ノ「地方」ヲ「監督」ト改ムト云フコトハ是ハ是マデ總テ文部大臣ノ認可デヤツテアリマシタノガ同業輸出組合法トカ云フモノガ出來マシテ是ハ農商務省カラ支出スルト云フコトニナツタサウデアリマスル文部省バカリデハイケナイト云フコトデ斯様ニナタ次第アリマス、又十分ノ一ヲ八分ノ一ニ改メルト云フコトハ是ハ矢張二十五万圓ニ十五万圓ヲ改メマシテ十万圓ダケ要求ヲ致シマシテニ附イテ今マデハレデ委員會ニ於キマシテハ満場一致テ可決致シマシタ、外ニ申上ゲルコトハゴザイマセヌ、ドウカ御質問ガゴザイマスレバ政府委員モ出席ニナクテ居リマスルカラ政府委員カラ御答ヲ申上ゲルデゴザイマセウ、今申上ゲマスル通ニ當ルダケニ増加シタイト云フノデ第七條ガ改正ニナツタノデアリマス、ソレデ委員會ニ於キマシテ別ニ何モムツカシイ點モゴザイマセヌカラドウカ讀會省略デ速ニ決セラレンコトヲ希望致シマス
- 男爵千家尊福君 賛成
- 子爵高野宗順君 賛成
- 男爵中川興長君 賛成
- 久保田讓君 讀會省略ニ賛成
- 議長(公爵近衛篤磨君) (此他) 賛成(ト述フル者アリ)
- 議長(公爵近衛篤磨君) (讀會省略ノ動議ハ成立致シマシタ、讀會省略ニ附イテ採決ヲ致シマス、讀會省略ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス)
- 議長(公爵近衛篤磨君) 三分ノ二以上ト認メマス、讀會ハ省略ニナリマシ

又、次ニ本案ハ御異議ガナクバ可決ト認メマス

(「異議ナシ」ト述フル者アリ)

然ラバ可決ニナリマシタ、第四、臺灣銀行法條中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、特別委員長報告

○子爵谷干城君 此委員長ハ私ガ勤メル筈デゴザイマシタガ事故アツテ闕席ヲ致シマシタカラ副委員長ノ成川君ニ此報告ヲ頼ミマス

(成川尙義君演壇ニ登ル)

○成川尙義君 委員會ノ經過ヲ報告致シマス、本案ハ理由モ單純デアリマスシ議案モ極簡單ナモノデアリマシテ委員會ニ於テハ出席全員デ可決致シマシタ次第デアリマス、又本案ヲ提出セラレマスル必要ヲ政府委員ヘ質問致シマシタ所ガ臺灣ノ新版圖ニ對シマシテ金融機關ノ銀行ヲ設立致シマシテ特別ノ保護利便ヲ與ヘテ居リマスル、依シテ政府ハ之ニ對シテ十分ニ管理ヲセヌケレバナラヌ、最初ニ事業ヲ誤リマスルト信用ニモ非常ニ關係ヲ致シマスルカラ當初ニ慎重ヲ加ヘルト云フノハ最モ必要ト云フ所カラシテ本案ヲ提出シタ趣デゴザイマス、委員一同モ同情ヲ表シマシテ聊カ異論ナク全會一致ヲ以テ可決致シタ次第デゴザイマスルカラ此段御報道ニ及ビマス、尙ホ前議案同様理由モ單純議案モ極簡單ナモノデアリマスルカラ讀會省略アラセラレテ速ニ

可決アランコトヲ希望致シマス子爵由利公正君 贊成
○子爵谷干城君 贊成
○子爵堤功長君 贊成
○子爵板倉勝達君 贊成
○子爵伏原宣足君 贊成
○男爵高崎安彦君 贊成
○男爵南岩倉具威君 贊成
○子爵内田正學君 贊成
○小原重哉君 贊成
○議長(公爵近衛篤麿君) 読會省略ノ動議ハ成立チマシタ、讀會省略ニ賛成
○諸君ノ起立ヲ請ヒマス
○議長(公爵近衛篤麿君) 三分ノ二以上ト認メマス、讀會省略ニナリマシタ
○議長(公爵近衛篤麿君) 三分ノ二以上ト認メマス、讀會省略ニナリマシタ
○議長(公爵近衛篤麿君) 次ニ本案ニ御異議ガナケレバ可決ト認メマス
○議長(公爵近衛篤麿君) 「異議ナシ」ト述フル者アリ
○議長(公爵近衛篤麿君) 民法施行法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、通牒文ノミヲ朗讀致シマス

(久本書記官朗讀)
民法施行法案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
明治三十一年六月四日
貴族院議長公爵近衛篤麿殿

（久本書記官朗讀）
民法施行法案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
明治三十一年六月四日
貴族院議長公爵近衛篤麿殿

右 民法施行法案
勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス
明治三十一年五月十九日

内閣總理大臣侯爵伊藤博文
海軍大臣侯爵西郷從道
大藏大臣侯爵井上馨
陸軍大臣子爵芳川顯正
外務大臣子爵西郷徳二郎
農商務大臣子爵桂太郎
文部大臣子爵松謙澄
遞信大臣士爵末曾禰荒助
大臣子爵末曾禰荒助
大臣子爵金子堅太郎
臣博士外山正一

民法施行法案(本案ハ五月二十五日官報號外衆議院議事速記錄附錄二)
(政府委員梅謙次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(梅謙次郎君) 此民法施行法ハ民法ガ新ニ制定セラレマシタニ

キマシテ民法ノ施行前ニ生ジタル所ノ種々ノ事項ニ關シ果シテ民法ノ規定ヲ

適用スベキデアルカ、從來ノ法律ヲ適用スベキデアルカト云フ問題ヲ決シマ

シテ併テ從來ノ法令中民法ノ規定ト相容レザルモノハ之ヲ改メマシタノデゴ

ザイマス、是等ニ對スル規定ガ民法施行法中ニ書イテゴザイマス

○議長(公爵近衛篤麿君) 別段ニ御發議ガナケレバ次ノ日程ニ移リマス、右

議案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉

○子爵小笠原壽長君 此特別委員ハ民法ノ修正案ト同一ノ委員ニ付託致シタ

○男爵中川興長君 贊成
○子爵本莊壽巨君 贊成

○議長(公爵近衛篤麿君) 本案ノ委員ヲ民法修正案ト同一ノ委員ニ付託シヤ

ウト云フ動議ニ御異議ガナケレバ……

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤麿君) 然ラバサウ致シマス、人事訴訟手續法案、第一讀會、是亦通牒文ノミヲ朗讀致シマス

(久本書記官朗讀)

人事訴訟手續法案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
明治三十一年六月四日
貴族院議長公爵近衛篤麿殿

（久本書記官朗讀）
人事訴訟手續法案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
明治三十一年六月四日
貴族院議長公爵近衛篤麿殿

右
勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス
明治三十一年五月二十日

内閣總理大臣侯爵伊藤博文
司法大臣曾禰荒助

人事訴訟手續法案(本案ハ五月二十五日官報號外衆議院議事速記錄附錄三六)

(政府委員河村讓二郎君) 人事訴訟手續法案ニ附キ一言致シマスル、本案

○政府委員(河村讓二郎君) 人事訴訟手續法案ニ附キ一言致シマスル事項ハ明治二十三年法律第百四號ヲ以テ規定ニナリマシタモノト同一デゴザイマスルガ法律第百四號ハ大分

不完全ナル所モゴザイマスルシ、殊ニ民法ガ修正ニ相成リマスルト其民法ニ伴フテ改正ヲ加フル必要ヲ生ジマスノデゴザイマス、デ本案ノ第二章ニ掲ゲ

テゴザイマスル事柄ハ法律第百四號ニハ規定シテゴザイマセヌ、併シ此性質ガ婚姻養子縁組等ノ事件ト類似シマスルガ故ニ特別訴訟手續ニ據リマスルヲ

相當ト致シマスル、デ又第四章ノ失踪事件ハ明治二十二年ニ發布ニナリマシタ法律ニ據リマスルト非訟事件トナツテ居リマスルガ是ハ頗ル重要ナル事柄

デゴザイマスカラ非訟事件ト致シマシテハ簡略ニ失シマシテ失踪者ノ權利ヲ十分ニ保護スルコトガ出來マセヌカラ特別訴訟ト致シテ本案ニ規定致シマシタノデゴザイマス、何故ニ本案ニ掲ゲテゴザイマスル事件ハ通常ノ訴訟法ニ據ラズ特別ノ手續ニ據ルコトヲ要スルカ、此點ハ曩ニ法律第百四號ガ制定セラレマシタ理由ト異ナル所ハゴザイマセヌ、即チ婚姻養子縁組等ノ訴訟ハ一家ノ安寧ニモ關シマスルシ從クテ社會ノ秩序ニモ影響シマスルコトニアリマスルカラ訴訟當事者ノ提出シマスル事實證據ノミニ據リマセズ裁判所ガ職權ヲ以テ事實ニ注意シテ裁判ヲスルト云フ必要ガアリマス、又斯ノ如キ訴訟ヲ度々提起スルト云フコトハ穩當デゴザイマセヌカラ既ニ原因ガ生ジテ居リマスレバ同時ニ訴訟ヲ提起シテ裁判ヲ受ケマシテ再ビ其訴訟ヲ提起スルコトヲ許シマセヌ、又財產上ノ訴訟デゴザイマスレバ當事者ガ死亡致シマシタ場合ニハ相續人ガ其訴訟ヲ受繼グコトニ相成リマスガ本案ニ掲ゲマシタ訴訟ハ相續人ガ其訴訟ヲ受繼グト云フ譯ニ參リマセヌ、ソレ故ニ當事者ガ死亡致シマシタ場合ニ於ケル訴訟ノ受繼ギノコトニ於テモ特別ノ手續ヲ設クル必要ガゴザイマス、大略右様ノ理由ヲ有チマシテ本案各章ノ規定ヲ設ケラレマシタノデゴザイマス、申スマデモゴザリマセヌガ訴訟手續ハ裁判上民法ノ規定ヲ施行スルニ缺クベカラザルモノデゴザイマス、民法ガ完備致シマシテモ其手續ノ規定ガゴザリマセヌデハ十分ニ其效用ヲ爲スコトガ出來マセヌノデゴザリマス、ソレ故ニ隨分丁重ニ取調ニ相成リマシテ幸ニ衆議院ニ於テモ原案ノ通案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○子爵高野宗順君 唯今ノ特別委員ノコトハ、ドナタモ御發議ガゴザイマセヌカ、ドウカ民法ノ特別委員デ無イ他ノ御方ニシテ議長ノ御選定ニナランコ

トヲ希望致シマス、ナゼト云フニドナタモ發議ガ無イノニ異論ヲ申スヤウデアリマスガ民法ニ幾ラ關聯シタコトデモ、サウ無暗ニ限ノアル腦髓ヲ……關聯スルト云ッテ一ツノ委員ニ付託スルノハ便利デハアルカ知レマセヌガ餘り御氣ノ毒ニ思ヒマスカラ、旁々以テドウカ是ハ別ノ御方ヲ煩シタウゴザイマス、其任命ハ唯今申ス通議長ニ於テ御選定アランコトヲ希望致シマス

○伯爵大原重朝君 贊成
(其他「贊成」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤齊君) 議長委託ト云フ高野子爵ノ動議ハ……

○伯爵廣澤金次郎君 私ハ別ノ動議ヲ提出致シタウゴザイマス
○議長(公爵近衛篤齊君) 此選舉ニ附テマスカ

○伯爵廣澤金次郎君 ハイ、此民事訴訟法ハ民法ト非常ナ關係ガアリマスルカラ縱令別ナ委員ニ付託シテモ甚々困難デアラウト思ヒマス、矢張ドウカ民法ト同一ノ委員ニ付託スルト云フ動議ヲ提出致シマス

○森山茂君 廣澤伯ニ贊成

○子爵小笠原壽長君 本員ハ高野君ニ贊成

○議長(公爵近衛篤齊君) 兹ニ兩説ガ成立チマシテゴザイマスガ是ハ順次ニ決ヲ採ルコトニ致シマス、起立ニ諸ヒマス、高野子爵ノ單純ニ議長ニ委託スルト云フ説、是ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○子爵小笠原壽長君 本員ハ高野君ニ贊成

○議長(公爵近衛篤齊君) 少數ト認メマス、然ラバ廣澤伯爵ノ同一委員ト云フニ御異議ガナクバ……

〔異議ナシト呼フ者アリ〕
其通ニ決シマス、非訟事件手續法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、是非亦通牒文ノミニ朗讀致サセマス

(小原書記官朗讀)

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治三十一年六月四日

貴族院議長公爵近衛篤齊殿

非訟事件手續法案

右
非訟事件手續法案(本案ハ五月二十五日官報號外衆議院議事速記錄附錄三九)

○政府委員(河村讓二郎君) 非訟事件手續法案ハ明治二十三年法律第九十五號ニ代ルベキモノデゴザイマス、法律第九十五號ハ極テ簡單ナモノデゴザイマシテ其手續ノ規定モ殆ドナイノデゴザイマスルカラ之ヲ補足スル必要ガゴザイマスル、又修正民法ニ依リマスルト非訟事件トナリマスル事柄ガ大分

○子爵高野宗順君 唯今ノ特別委員ノコトハ、ドナタモ御發議ガゴザイマセヌカ、ドウカ民法ノ特別委員デ無イ他ノ御方ニシテ議長ノ御選定ニナランコ

○議長(公爵近衛篤齊君) 別ニ御發議ガナケレバ次ノ日程ニ移リマス、右議

右
内閣總理大臣侯爵伊藤博文
司法大臣曾禰荒助

非訟事件手續法案(本案ハ五月二十五日官報號外衆議院議事速記錄附錄三九)

○政府委員(河村讓二郎君) 非訟事件手續法案ハ明治二十三年法律第九十五號ニ代ルベキモノデゴザイマス、法律第九十五號ハ極テ簡單ナモノデゴザイマシテ其手續ノ規定モ殆ドナイノデゴザイマスルカラ之ヲ補足スル必要ガゴザイマスル、又修正民法ニ依リマスルト非訟事件トナリマスル事柄ガ大分

增加致シマシタ此事件ニ附イテ手續ヲ規定スル必要ガゴザイマス、又修正商法ニ依リマシテモ大分非訟事件トナリマスル事柄が多イノデゴザイマス、是ニ附イテモ手續ヲ定メマスル必要ガゴザイマスル、ソレ故ニ本案ガ提出ニ相成リマシタノデゴザイマス、ソレ故ニ本案ガ提出ニ附キマシテ一言ヲ加ヘテ置キマスルガ権利ガ侵害サレマシタ場合ニ其救濟ヲ求メマスルノガ即チ訴訟デゴザイマス、又権利ガ侵害サレマセヌ場合ニ於テモ特ニ法律ナリ、裁判令ナリヲ以テ訴訟ヲ許シマスルコトモゴザイマス、所謂法律關係ノ確定ノ訟ナルモノハ権利ガ侵害サレマシタ場合デハアリマセヌケレドモ特ニ訴訟ヲ許シマスノデゴザイマス、其以外ニ於キマシテ裁判所ガ處分ヲ命ズルトカ或ハ許可ヲ與ヘルトカ云フコトガ大分此民法商法ニ規定シテゴザイマスル、サウ云フ事柄ハ訴訟以外ノコトデゴザイマス、即チ本案ハ其事ヲ規定致シマシタデゴザイマス。

○富田鐵之助君 チヨツト政府委員ニ御尋ヲ致シテ置キタイコトガアリマス、此第九條デゴザイマス、第九條ニ申立ニハ左ノ事項ヲ記載シ申立人又ハ代理人ニ署名捺印スヘシ」ト斯ウゴザイマス、曩ニ當議場ニ商法ガ議ニ上ボリマシテ其條項中ニ署名トノミアツテ捺印ト云フコトガゴザイマセヌ、其時ニ本員ハ政府委員ニ質問ヲ致シタ、其時政府委員ノ答へラマスルニハ其捺印ト云フコトヲ除クニ附イテハ法典調査會デモ頗ル議論ガアツタノダ、サリナガラ署名ト云フモノニ重キヲ置イテ調印ト云フコトニハ重キヲ置カヌタメニ殊更ニ之ヲ削除シタノデ決シテ脱落シクト云フコトデハナイト斯ウ云フヤウニ御答辯ガゴザイマシタ、其後印ヲ用ヒヌト云フコトニナリマシテハ頗ル是マデノ慣習上カラ混雜ヲ來スデハナカト存ジマシテ重テ御尋ネヲ致ス心得デゴザイマシタガ是マデ其機會ヲ得ナイデソレナリニナリマシタ、所ガ茲ニハ署名捺印スペシトアリマス、此他ノ法律案ニモ衆議院議員選舉法改正法律案ニモ矢張署名捺印スペシトアリマス、同ク法律デアツテ彼ハ署名ノミニシイ、是ニハ署名捺印ト云フコトニナリマシタナラバ非常ニ混雜ヲシャウト思ヒマスガ其邊ハ如何ナモノデアルカ、何カソレニ附イテハ特別ニ商法ノ書類ダケニハ調印スルコトハ入ラヌ、是ニハ調印ヲシナクテハナラヌト云フコトガアルノデゴザイマスカ、其邊ヲ明瞭ニ伺ヒタウゴザイマス

○政府委員(河村譲三郎君) 御答ヲ致シマスガ人民ヨリ裁判所ニ差出シマスル書面ニハ署名ノ外ニ尙捺印ヲ爲スコトヲ必要ト認メマスノデ現行民事訴訟法ニ依リマシテモ訴訟書類ニハ署名捺印ヲ爲スト云フコトニナゾテ居リマス、ソレダケノ區別デゴザイマス

○富田鐵之助君 サウ致シマスト裁判所外ハ總テ印ヲ用ヒナイト云フコトニナリマスノデゴザイマスカ、ソコガハツキリ分リマセヌ

○政府委員(河村譲三郎君) 總テ捺印ヲ用ヒナイト云フコトニ相成リマスカ、其邊ハ私ヨリ御答辯致シ兼ネマスガ民法商法ニ於キマシテハ捺印ヲ要セスト云フコトヲ原則ト致シマシテ其方ノ法案ニハ總テ捺印ガ這入テ居ル、

○富田鐵之助君 サウ致シマスルト商法ニ用フル書類ニ附イテハ捺印ノナイ

モノハ證據書類ニナラヌノデスカ、證據ニ裁判所ニ出ストキニハ又印ヲ突カナクチヤーナラヌト云フコトニナリマスカ

○政府委員(河村譲三郎君) 御答致シマスガ非訟事件ニ於キマシテモ證據ニ關スルコトハ民事訴訟法ノ規定ヲ準用スルコトニナツテ居リマス、民事訴訟法ニ依リマスレバ證據ノ取捨ハ裁判所ノ自由デアリマシテ必ズ捺印ガナケレバ證據ニナラヌト云フノデゴザイマセヌ、一片ノ書面デモ或ハ署名ダケ致シタノデモ或ハ署名捺印ガアルモノデモ、ドレダケノ證據力ヲ置クカト云フコトハ裁判所ノ判断ニアル、ソコハ自由心證ノ主義ニ依リマス、形式ニ依クテ法律上證據力ノ厚薄ハ定ツテ居リマセヌ、ソレヲ取ルト取ラヌハ裁判所ノ意見ニ在リマス

○富田鐵之助君 衆議院議員選舉杯ニ附イテモ矢張捺印ガナケレバナラヌトニナツテ居ル、是ハ裁判所デハアリマセヌガ、是ハドウ云フノデアリマス

○政府委員(河村譲三郎君) 其事ハ私ハ取調べテ居リマセヌカラ御答致シ兼マスル

(政府委員梅謙次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(梅謙次郎君) 唯今ノ御問ニ御答ヲ致シマス、衆議院議員選舉法改正案中ニ捺印ノアルノハ民法商法中ニ捺印ニ關スル規程ノ殆ドナイノト權衡ヲ得ナインデハナイカト云フ御問ノヤウニ承リマシタガ是ハ違ヒマスル積リナノデアリマス、民法商法ニ規定シテ居リマス事柄ハ大抵皆當事者間ノ行為ニ關スルノデアリマシテ其行為ヲ爲スニ當ツテ官吏裁判官等が見テ居ル所デハ其行為ヲセヌノデアリマスル、然ルニ署名ノ外ニ捺印ヲ必要ト致シマスル偶、當事者ガ印ヲ持ツテ居ラヌ、或ハ持ツテ居ラヌモ急キマスルトキナドハ面倒デアル、署名シテアルカラ大丈夫デアラウト云フノデ署名ダケヲ致シタ、然ニ其署名ガ法律上何等ノ效モナイト相成リマシテハ甚ダ不都合デアル、自ラ書イタノデ此位確カナコトハナイカラ、ソレデ民法商法ニ於テハ法典調査會デ議論ガアリマシタガ到頭署名ダケデ宜イト云フコトニナリマシタ實際捺印ヲスルノハ多カラウト思ヒマス、捺印ガナクテモ無効ニハナラヌ、之ニ反シテ裁判所ニ於テスル行為デモ他ノ官衙ニ於テスル行為デモ是ハ裁判所ノ職員其他ノ官吏ノ面前ニ於テスルノデアリマスカラ署名ダケデ捺印ヲシナイデ立チ去ラウト云フノデアレバ捺印ナサレト云フノデアル、又多クノ場合ハ豫メ其事ハ知ツテ居ルノデアル裁判所ニ出テ來ル者ハ一通り裁判上ノ手續ヲ知ツテ居ラナケレバ到底出ラレマセヌカラ今日デハ多ク辯護士ヲ使ヒマス、辯護士ヲ使ハス者ハ毎度法廷ニ出入シテ経験アル者デアルカラ印ヲ持ツテ出ナイ者ハ餘リナイ、夫故ニ此官衙ニ關係スル事項ニ附イテハ捺印ヲ必要トシテ置キマシテモ是ハ少モ差支ヘヌ、是ハ從來ノ慣習ノ既ニアルコトデアリマスカラ今之ヲ改ムルノ必要モナカラウト云フノデ之ヲ其儘ニシテ置キマシタノデアリマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 他ニ御發議ガナケレバ次ノ日程ニ移リマス、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○男爵中川興長君 本案モ矢張民法ニ關係ノアルモノデアリマスカラ色ニ民法ノ特別委員ハ御迷惑デハゴザイマセウガ是モ同一委員ニ付託シタイト思ヒ

○男爵金子有卿君 贊成

○議長(公爵近衛篤脣君) 是モ民法修正案ト同一委員ニ付託シヤウト云フ御説が由マシテタガ……

○伯爵正親町實正君 此委員ノコトデスガ、前ノ人事訴訟手續法、是モ民法同一委員ニ付託スルニ極リマシタガ、一體本來ハ便利デハアリマスルガサウ

ドウモ民法ノ委員ニ、僅カアト七日ノ間ニソレダケノ調査ガ出來マスカ知ラヌ、ソレデ同一ノ牽聯シタモノアアルカラ同一委員ニ付託スルノハ便法デハ

アルガ到底出來ナイ相談デアツテ見レバ已ムヲ得ヌ、ソレデ先刻廣澤サンノ御説モアリマシタガ其時ハ別ニ反對ヲ唱ヘマセヌデシタガ、矢張同一委員ニ付託スルコトニナック、人事訴訟手續ト分レテハ不都合カモ知レスガ之ヲ

付託スルト此次ノ競賣法案モ矢張牽聯スルカラ同一委員ニトナル、アト七日ノ中ニハトテモ、抄ハ行クマイト思ヒマスカラ已ムヲ得ヌ譯デアリマスカラ此法案ト、次ノ競賣法案……是ハ問題外デアリマスガは別ニ委員ヲ議長デ御選定アランコトヲ希望シマス、サウシナイトヘトテモ民法ノ委員デハ出來

マイト思ヒマス、民法ノ外ニ戸籍法ト云フ大部ノモノモ委託シテアリマスカラトテモ抄ハ行クマイト思ヒマスカラ是ダケハ他ノ委員ノ御指名アランコトヲ希望致シマス

(政府委員梅謙次郎君演壇ニ登ル)
○政府委員(梅謙次郎君) チヨット御参考マデニ申上マスガ非訟事件手續法ハ民法トモ牽連シテ半バ商法トモ牽連シテ居リマスカラ別ノ委員ニ付託サレマシテモ差支ハ或ハナイカト思ヒマス、後ノ競賣法案ハ非訟事件手續法案ニ牽聯致シテ居リマスカラ是ハ同一ノ委員ニ付託ニナル方ガ御便利カト考ヘマ

○男爵伊達宗敦君 今正親町伯爵ノ御説ハ至極尤ト思ヒマス、サウドウモ何モ彼モ同一委員ニ付託シマシテモ出來マイト思ヒマスカラ私ハ正親町伯爵ニ賛成ヲ致シマス

○議長(公爵近衛篤脣君) 中川男爵ノ民法修正案ハ同一委員ニ付託スルト云フ說モ成立テ居リマスカラ先づ是カラ決ヲ採リマス、是ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(公爵近衛篤脣君) 少數ト認メマス、正親町伯爵ニチヨット御尋シマスが選舉ノ手續ハ正式ニヤルト云フノデアリマスカラ伯爵正親町實正君ソレハ前ニモ申シタ積リデアリマスガ議長ニ御選定ヲ委託スルノデアリマス

○議長(公爵近衛篤脣君) 議長ニ委託スルト云フ正親町伯爵ノ動議ニ御異議ガナケレバ左様致シテ置キマス
(「異議ナシ」ト呼フ者多シ)

○議長(公爵近衛篤脣君) 次ニ競賣法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、是ハ通牒文ノミヲ朗讀致サセマス

(小原書記官朗讀)

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付

競賣法案

候也

明治三十一年六月四日

衆議院議長片岡健吉

貴族院議長公爵近衛篤脣殿

競賣法案

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

明治三十一年五月二十三日

内閣總理大臣侯爵伊藤博文 司法大臣 曾禰荒助

競賣法案(本案ハ五月二十七日官報號外衆議院議事速記錄附錄五
六乃至五九頁ニ掲載ノモノト同文ナルヲ以テ之ヲ略ス)

(衆議院ノ修正ハ左ノ三條ニ止ル——ハ塗抹ノ印、傍記ノ小字ト共ニ其修正ナリ)

第六條 競賣ノ日時ハ執達吏カ其委任ヲ受ケタルトキ直チニ之ヲ定ムルコトヲ要ス但委任者カ特ニ之ヲ定メタルトキ又ハ直チニ之ヲ定ムルコト能

ハサル事情アルトキハ此限ニ在ラス

第九條 公告ト競賣トノ間ニハ三日以上ノ期間ヲ存スルコトヲ要ス但委任者ノ同意アルトキ又ハ競賣ニ付スヘキ物ニ關シ之ヨリ速ニ競賣ヲ爲スコトヲ要ス但委任者カ特ニ之ヲ定メタルトキ又ハ直チニ之ヲ定ムルコト能

ハサル事情アルトキハ此限ニ在ラス
(政府委員梅謙次郎君演壇ニ登ル)
○政府委員(梅謙次郎君) 競賣法案ハ民事訴訟法ニ規定シテ居リマスル強制競賣デナク任意ノ競賣デアリマシテ例ヘバ抵當權ヲ有スル者質權ヲ有スル者等が自己ノ權利ヲ執行スルノタメニ競賣ヲ求メマスルトカ、又ハ他人ノ物ヲ預ケテ居リマス者ガ預ケ主ニ返スコトガ出來マセヌノデ餘儀ナク之ヲ賣ルト云フ場合又ハ買主ガ或ル品物ヲ注文致シマシテ賣主ノ方カラ送シテ參リマシタケレドモ其物ガ注文シタルモノト違フテ居ルノデ買主ノ方デ殆ド受取ル譯ニ行カスト云フヤウナコトデ賣主ノ方デ返サウトシテモ遠路デ差支ヘマスコトガアリマス、サウ云フ場合ニハ特ニ法律テ以テ競賣ヲ許シテ居リマス、其場合ニ如何ナル方法ニ依シテ競賣ヲ爲スベキカト云フコトヲ定メマシタ法案デアリマシテ非訟事件手續法案其他民法商法ト牽聯致シタ法案デアリマス

○子爵堀田正養君 本案ニ附イテハ衆議院デ修正ヲ加ヘテ居リマスガ七條环修正ニナシテ居リマスガ政府デハ御同意ニナラレマシタカ
(政府委員梅謙次郎君演壇ニ登ル)
○政府委員(梅謙次郎君) 衆議院ノ修正ニハ政府ニ於テ同意ヲ致シマス
○議長(公爵近衛篤脣君) 他ニ御發議ガアリマセヌカラ次ノ日程ニ移リマス
○子爵高野宗順君 唯今政府委員ノ御説明モゴザイマスカラ前ノ法案、非訟

事件手續法案ノ委員ト同一ノ委員ニ付託シタイ、其手續ハ議長ニ於テ……

(「賛成」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 本案特別委員ハ非訟事件手續法案ト同一委員ニ託スルノ說ニ御異議ナクバサウ致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 本日 皇太子殿下ガ本院へ行啓ノ御沙汰ガアリマス、少シ準備ノ都合モゴザイマスカラ時刻ハ早ウゴザイマスケレドモ是ヲ暫時休憩ヲ致シマス

午前十一時三十二分休憩

午後一時三十分開議

○副議長(侯爵黒田長成君) 是ヨリ午前引續ノ會議ヲ開キマス、議長ニハ本日 東宮殿下本院ニ行啓ニ附キマシテ御先導ノタメニ本席ヲ保タル、コトガ出來ヌノデアリマスルカラ代ツテ本員ガ本席ヲ保ツ次第ニアリマス、報告ノ件ガゴザイマス

(中根書記官長朗讀)

貴族院議員 久米唯次

右ノ通り本日達成候條此旨及通牒候也

貴族院議員ヲ免ス

(河田書記官朗讀)

内閣總理大臣侯爵伊藤博文

○副議長(侯爵黒田長成君) 第十三、衆議院議員選舉法改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ヲ開キマス、通牒文ノミヲ朗讀致シマス

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

(明治三十一年六月七日)

貴族院議長公爵近衛篤磨殿

(衆議院ノ修正三八符號ヲ附ス其ハ文字增加又ハ修正ノ印、ハ塗抹ノ印ナリ他ハ五月二十七日官報號外衆議院議事速記録附錄四九頁乃至五六頁ニ掲載ノ通)

- 第二條 市町村ヲ以テ投票區トス
「前項以外ノ市ニ在テハ勅令ヲ以テ二箇以上ノ投票區ヲ設ケ其ノ投票ニ關シ特別ノ規定ヲ定ムルコトヲ得」
町村組合ニシテ町村事務ノ全部ヲ共同處理スルモノハ之ヲ一町村ト看做ス
- 第五條 府縣知事ハ府縣(市ヲ除ク)ノ選舉長トナリ市長ハ市ノ選舉長トナリ選舉事務ヲ擔任ス
- 第六條 左ノ資格ヲ具備スル者ハ選舉權ヲ有ス
一 帝國臣民ノ男子ニシテ年齢満二十五年以上ノ者
二 選舉人名簿調製ノ期日前満一年以上其ノ府縣内ニ住居シ仍引續キ住居スル者
三 選舉人名簿調製ノ期日前満一年以上上地租五圓以上又ハ満二年以上所得稅若ハ營業稅三圓以上又ハ所得稅營業稅ヲ通シテ二圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者
- 第十條 帝國臣民ノ男子ニシテ年齡満三十五年以上ノ者ハ被選舉權ヲ有ス
第十一條 左ニ掲タル者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セス
一 癡癲白癡ノ者
二 禁治產者準禁治產者
三 身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者及家資分散ノ決定若ハ破產ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ルマテノ者
四 公權剝奪及停止中ノ者
五 禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ裁判確定スルニ至ルマテノ者
第六條 左ニ掲タル者ハ被選舉權ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後六箇月ヲ経過セサル者モ亦同シ
一 政府ヨリ保護ヲ受クル會社ノ重役及事務擔當員
二 直接間接ヲ問ハス政府事業ノ請負ヲ爲ス者
三 神官僧侶其ノ他諸宗教師
- 第十六條 前條ニ掲タル外ノ官吏ハ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得
一 國務大臣
二 法制局長官
三 各省次官
四 各省勅任參事官
- 第二十四條 投票管理者ニ於テ第二十一條第二十二條ノ申立ヲ受ケタルトキハ其理由及證憑ヲ審査シ申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ判定スヘシ其ノ申立ヲ正當ナリト判定シタルトキハ直ニ選舉人名簿ヲ訂正シ其ノ由ヲ申立人及關係人ニ通知シ併セテ投票區内ニ告示スヘシ其ノ申立ヲ正當ナラスト(決)判定シタルトキハ其ノ理由ヲ申立人ニ通知スヘシ
- 第二十五條 申立人又ハ關係人ニ於テ投票管理者ノ判定ニ服セサルトキハ

投票管理者ヲ被告トシ判決ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ地方裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項地方裁判所ノ判決ニ對シテハ控訴スルコトヲ許サス但シ大審院ニ上告スルコトヲ得

第一項地方裁判所ノ判決ハ上告ノ爲ニ其ノ執行ヲ停止セス

第三十五條 選舉人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選舉人一名ノ氏名ヲ記載シテ投票函スヘシ投票用紙ニハ選舉人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ス

文字ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票スルコトヲ得ス

第四十六條 前條ニ依リ投票所外ニ退出セシメタル者ハ最後ニ呼入レ投票ヲ爲サシムヘシ其ノ刑法又ハ此ノ法律ノ罰則ヲ犯シタル者ハ投票スルコトヲ禁シ其ノ氏名及事由ヲ投票明細書ニ記載スヘシ

第五十五條 左ニ掲タル投票ハ無效トス
一 成規ノ用紙ヲ用井サルモノ
二 被選舉人ノ氏名讀ミ難キモノ
三 被選舉人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ
四 被選舉權ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
五 被選舉人ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ官位職業身分住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス
〔選舉人ヘ定員ヨリ多キ〕
一 投票中二人以上ノ被選舉人ヲ記載シタルトキハ其ノ首位ニ在ルモノハ未尾ヨリ
外之ヲ除却スヘシ

第六十三條 選舉長ハ選舉区内ノ選舉人中ヨリ二名以上七名以下ノ選舉立會人ヲ選任シ選舉會ノ當日參會セシムヘシ但シ東京市京都市大阪市ニ在テハ開票立會人中ヨリ之ヲ選任シ其ノ他ノ市ニ在テハ開票立會人ヲ以テ選舉立會人トス

選舉立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第六十七條 有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス但シ其ノ選舉區内ノ議員定數ヲ以テ選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得

タル數ノ五分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス
前項當選人當選無効トナリ又ハ當選ヲ辭シ又ハ死亡シタルトキハ前項ノ議員定數ヲ以テ選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得票者ニシテ當選人トナラサリシ者ノ中ニ付得票ノ順位ニ依リ之ヲ補充ス

第一項ノ得票者ナキ爲選舉スヘキ議員ノ員數ヲ得サルニ由リ更ニ選舉行フ場合ニ於テハ其ノ但書ニ拘ラス有效投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

前項當選人當選無効トナリ又ハ當選ヲ辭シ又ハ死亡シタルトキハ前項ノ議員定數ヲ以テ選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得票者ニシテ當選人トナラサリシ者ノ中ニ付得票ノ順位ニ依リ之ヲ補充ス

得票者ニシテ當選人トナラサリシ者ノ中ニ付得票ノ順位ニ依リ之ヲ補充ス

本條ニ依リ當選人ヲ定メ又ハ補充ヲ爲スニ當リ得票同數ナル者ハ年齢ニ依リ年齢同シキトキハ抽籤ヲ以テ其ノ順位ヲ定ム

第七十六條 議員ノ議員アルニ由リ内務大臣ヨリ補闕選舉ヲ行フヘキ旨ヲ命セラレタルトキハ府縣知事ハ其ノ命ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ臨時選舉ヲ行ハシムヘシ

第八十四條 左ノ各號ニ該當スル者ハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ其ノ收受者又ハ受諾者ニシテ選舉當日後二十日以内ニ自首シタル者ハ其ノ罪ヲ論セス

一 選舉ニ關シ直接又ハ間接ニ金錢物品手形其ノ他ノ利益若ハ公私ノ職務ヲ選舉人又ハ選舉運動者ニ供與シ又ハ供與セシコトヲ申込タル者又ハ供與若ハ申込ヲ承諾セシコトヲ周旋勸誘シタル者並之ヲ受ケ若ハ申込ヲ承諾シタル者

二 選舉ニ關シ酒食遊覽等其ノ方法ノ何タルヲ問ハス人ヲ饗應シ又ハ饗應ヲ受ケタル者又ハ選舉會場開票所若ハ投票所ニ往復スル爲船車馬ノ類ヲ給シ及其ノ供給ヲ受ケタル者又ハ旅費若ハ休泊料ノ類ヲ代辦シ及其ノ代辦ヲ受ケタル者

三 選舉ニ關シ選舉人又ハ其ノ關係團體ニ對スル用水小作債權債務寄付等其ノ他利害ノ關係ヲ利用シ選舉人ヲ誘導シタル者「及其ノ誘導ニ應シタル者」

第九十六條 此ノ法律ニ依リ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ裁判所ノ宣告ヲ以テ刑期終リタル後三年以上七年以下選舉人及被選舉人タルコトヲ禁ス

第八十四條 第八十八條第八十九條第九十條第九十一條ニ依リ罰金ノ刑ニ處セラレタル者ハ其ノ選舉ニ於ケル被選舉人タルコトヲ得ス

第一百條 町村ヲ市ト爲シタル場合ニ於テハ此ノ法律ノ別表ヲ改正スルマテノ間其ノ市ハ從前屬シタル郡ノ區域ニ包含スルモノト看做シ此ノ法律

中町村及町村長ニ關スル規定ハ之ヲ市及市長ニ適用ス

第一百一條 町村制ヲ施行セサル地ニ在テハ此ノ法律ニ規定シタル町村長ノ

愛知縣

名古屋市

郡志

靜岡縣

郡
部

山梨縣

郡
部

茲賀縣

岐阜縣

部

長野縣

長野市

古城縣

仙臺市

四

福島縣

盛岡市

郡
部

弘前市

青森市

山形縣

山形市

卷之三

秋田縣

八一七一八五一六六一七十一二八十二九一十_二六七四一五十一一十_二三四五三
八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八

秋田市
郡 部
福井縣 石川縣
郡 部
金澤市
其ノ他
郡 部
富山縣
富山市
高岡市
鳥取縣
鳥取市
郡 部
島根縣
松江市
郡 部
岡山縣
岡山市
郡 部
廣島縣
尾道市
其ノ他
郡 部
山口縣
赤間關市
和歌山縣
和歌山市
郡 部

德島縣

德島市

郡部

香川縣

高松市

愛媛縣

松山市

高知縣

高知市

福岡縣

福岡市

大分縣

久留米市

佐賀縣

佐賀市

熊本縣

熊本市

鹿兒島縣

鹿兒島市

宮崎縣

宮崎市

大島郡

大島郡

高知縣

高知縣

福岡縣

福岡縣

大分縣

大分縣

「七人」
「六人」
「五人」
「四人」
「三人」
「二人」
「一人」
「八人」
「九人」
「十人」
「十一人」
「十二人」
「十三人」
「十四人」
「十五人」
「十六人」
「十七人」
「十八人」
「十九人」
「二十人」
「二十一人」
「二十二人」
「二十三人」
「二十四人」
「二十五人」
「二十六人」
「二十七人」
「二十八人」
「二十九人」
「三十人」
「三十一人」
「三十二人」
「三十三人」
「三十四人」
「三十五人」
「三十六人」
「三十七人」
「三十八人」
「三十九人」
「四十人」
「四十一人」
「四十二人」
「四十三人」
「四十四人」
「四十五人」
「四十六人」
「四十七人」
「四十八人」
「四十九人」
「五十人」
「五十一人」
「五十二人」
「五十三人」
「五十四人」
「五十五人」
「五十六人」
「五十七人」
「五十八人」
「五十九人」
「六十人」
「六十一人」
「六十二人」
「六十三人」
「六十四人」
「六十五人」
「六十六人」
「六十七人」
「六十八人」
「六十九人」
「七十人」
「七十一人」
「七十二人」
「七十三人」
「七十四人」
「七十五人」
「七十六人」
「七十七人」
「七十八人」
「七十九人」
「八十人」
「八十一人」
「八十二人」
「八十三人」
「八十四人」
「八十五人」
「八十六人」
「八十七人」
「八十八人」
「八十九人」
「九十人」
「九十一人」
「九十二人」
「九十三人」
「九十四人」
「九十五人」
「九十六人」
「九十七人」
「九十八人」
「九十九人」
「一百人」

色々不完全ナル點ガアリマスルノデ……
(東宮殿下御臨場一同起立敬禮)

其不完全ナル點ヲ改メマシテ提出致シマシタルモノニアリマスル、要點ハ第一ニ於キマシテハ選舉人ノ資格ハ年齢ノ外之ヲ廢シマシテ從來ヨリ選舉人ノ數ヲ多ク増加致シマシテ政府案ノ儘デハ四百七十一人ニ相成ルコトニ立案シテゴザ

イマスルノデ、其他無記名投票ト云フ主義ヲ取リマシテ、是等ガ此改正案ノ要點デアリマス、之ニ對シマシテ衆議院ハ種々ノ修正ヲ施シマシタガ中ニ就テ

二點政府ノ同意シ難キコトガアリマスルカラ其點ヲ申上げテ置キマス、其一ツハ政府案ニ於キマシテハ市ハ人口五万ニ附イテ一人ノ割合ヲ以テ議員ノ數ヲ算出シテ居リマシタノニ衆議院ニ於テハ之ヲ八万人ニ付テ一人ト云フコトニ改メマシタノデアリマス、議員ノ數ノ算出方ニ附イテモ原案ト衆議院ノ修

正トハ又異シタル所ガゴザイマスガソレハ細目デゴザイマスルカラ唯今ハ申上ゲマセヌ、次ニ今一ツ大ナル修正ハ今度選舉區ヲ一府縣ヲ通シテ選舉スルコトニ致シマシタノデゴザイマス、此一ツノ點ハ政府ニ於テ同意致シ兼ネマス、第

二點ハ簡單ニ理由ヲ申上ゲマスルト云フコトニナッテ居リマシタノフ衆議院ニ於テ聯名投票ト致シマシテ一府縣通ジテ十人十五人ヲ各選舉人ガ投票スルト云フコトニ致シマシタノデゴザイマス、此一ツノ點ハ政府ニ於テ同意致シ兼ネマス、第

一ノ點ハ簡單ニ理由ヲ申上ゲマスルト云フコト從來ノ選舉法デハ農民ノ代表ト云フモノガ比較的ニ多クシテ商工民ノ代表ト云フモノガ少い、土地デ見マスルト郡部ノ代表者ガ多クシテ市部ノ代表者ガ比較的ニ少い、是ハ國民ノ代表

者ヲ以テ組織スペキ所ノ衆議院議員選舉法トシテハ闕典デアラウト認メマスカラ政府案デハ市ハ人口五万ニ附キ一人、郡ハ十万人ニ附キ一人ト致シマシテ、單ニ人口ノミカラ見マスルト何カ不權衡ノ様デアリマスルケレドモ色々ノ事情カラ割出シマスルト此位ノ所ガ丁度公平ナル釣合デアラウト云フ考デ

アリマスルノデ、ソレデ衆議院ノ修正ノ如ク相成リマシテハ殆ド從來ト擇バス又或ハ所ニ依リマシテハ從來ヨリ一層市部ノ代表者ヲ出スコトガ困難ニアラウト思ヒマスカラ是ニハ同意ヲ致シ兼ネマス、今一ツノ連名投票ニ反対スル理由ハ一府縣通ジテ連名投票ト云フコトニ致シマスルト其府縣デ少シク多數ヲ占メテ居ル所ノ黨派、ソレハ政黨デアラウトモ他ノ事情ヨリ組立テラレテ居ル所ノ黨派ノ種類デアラウトモ冗ニ角或ル種類ノ黨派ト云フコトニ相成リマス、ソレデ全縣デ少シク多數ヲ占メテ居ルト運動ノ仕様サヘ巧デアルト全縣ノ議員ヲ其黨派ノミデ占ムルコトガ容易イノデアリマス、ソレ故ニ多數ノ壓制ガ最も甚シクシテ僅ノ多數デ以テ全縣ヲ壓スル、斯ウ云フコトニ相成リマス、ソレデ全縣ヲ通シテ見マスルト云フト其選舉ノ仕方ニ依シテ選ビ出ス所ノ議員ハ國民全體ヲ公平ニ代表シテ居ル者トハ見ラレマセヌ、ソレデ政府案ニ於テハ各選舉人一人ヲ代表スルト云フノデ、斯様ニ有成リマセヌデハ不都合デアリマスカラ、是ニハ同意致シマセヌノデアリマス

○久保田讓君 私ハ本案ニ附イテ政府ノ……國務大臣モ御出席ニナッテ居リマスカラ大體ニ附イテ質問ヲ致シタノデアリマス、此選舉法ノ改正ト云フモノハ隨分輕カラヌコトデアラウト思ヒマス、唯今政府委員カラ説明サレタノハ簡條ニ附イテゴザイマシテ是ハ單記トカ連記トカ云フ説明デアリマス

○男爵伊達宗敦君 此案ニ附イテ政府委員ノ説明ガアリマスカ如何デゴザイマスカ、私ハ少々御尋シタコトガゴザイマスガ御説明ガアリマスナラ御説明ノアッタ後ニ御尋シタウゴザイマス

○政府委員梅謙次郎君演壇ニ登ル
(政府委員梅謙次郎君演壇ニ登ル)
○政府委員(梅謙次郎君) 此度政府ヨリ提出ニナリマシタル所ノ衆議院議員選舉法ハ從來ノ選舉法デハ二十三年以來實施シ來リマシタ所ノ經驗ニ依シテ

ガ、抑々此選舉法改正案ヲ提出相成リマシタコトニ附イテハ從來ノ選舉法デ
ハ大ナル弊害ガアッテ是非トモ是ハ改正シナケレバナラヌト云フ必要ナル理
由ガナクテハナラヌ、又此改正ハ隨分大ナル改正デアリマシテ選舉人ノ資格
ヲ言ヘバ前規則ニ據レバ地租十五圓以上ヲ納ムル者ト云フノデアリマシタガ
此度ノ改正デハ五圓ヲ以テ制限トシ、又被選人ノ資格ハ前ノ規則ニ據レバ地
租十五圓ヲ納メル者ト云フコトニナツテ居リ、住居ニ附イテモ制限ガ有リマ
シタガ、此度ノ改正ノニ據リマスレバ被選人ハ殆ド無制限デアル、是ハ一見
致シマスルト極點カラ極點マデノ改正ノヤウニ考ヘラレマス、右様ナ大ナル
改正ヲ加ヘラル、ヲ必要トスル所ノ理由ヲ國務大臣カラシテ委シク大體ニ附
イテ御説明アランコトヲ希望致シマス

致シテ參ルニ附イテハ市民ノ代表者ト云フモノガ頗ル必要ト認メマシタニ
依ヅテ、全體ノ人口ニ於テハ農民ノ數ガ勿論多數ヲ占メテ居リマスルケレドモ
商工ノ數ノ少イ割合ニ此商工ノ事業ト云フモノハ國家ノ消長ニ對シテハ非常
ナル關係ヲ有スルモノデアリマスルニ依ヅテ却ダテ其選舉人ノ數ニ對シテハ少
數ナルモノヲ以テ代表者ヲ出スコトノ出來ルヤウニ致シタノデアリマス、是
等ハ今日ノ狀勢ニ於テ國運ノ振張ト共ニ成ルタケ人民ノ權利ヲ伸張シテ政治
ニ與ルコトヲ得セシムルヤウニシタ方が將來ノタメニ國家ニ取ツテノ得策デ
アルト認メタノデアリマス、之ニ附イテハ段々憂慮スルノ議論モアリマスル
ガ私ハ斷ジテ顧慮スル必要ハナイト見テ居ル、又被選舉人ノ上ニ附イテ年齢
ノミヲ限ヅテ其他ノ條件ヲ附ケナカツタノデアリマスガ是モ今日ノ時勢トナッ

○國務大臣(侯爵伊藤博文君) 諸君、唯今衆議院議員選舉法改正案ヲ提出致シマシタニ附イテ其大體ノ理由ヲ聽キタイト云フ御尋ニアリマシタニ附キマシテ一通り御答ヲ致シマス、此逐條ニ涉シテノ主意ハ委員ガ唯今申シク通ノ次第ニアリマス、最初憲法發布ニ際シマシテ當時此衆議院議員選舉法ナルモノヲ私ハ調べマシタノデアリマス、此時ニ當ツテ未ダ曾テ經驗ノナイコトニアリマスル故現行ノ選舉法ニ於キマシテハ餘程周到ナル廟議ヲ盡シテ置イタト考ヘマス、即チ選舉人ノ資格、被選人ノ資格等ニ於キマシテハ大體此日本多數ノ人民ノ資產ノ度合ヨリハ特ニ高メテ置イタ積リデアリマス、而シテ實地ノ經過ニ依クテ到底變更ハ免レマイト云フコトハ其當時ヨリ豫期シテ居リマシタ、今日ニ段々經過致シテ參リマシタ所デ此衆議院議員選舉法ニ於テ豫防シテアッタ所ノ條件ガ悉ク無效ニ屬スルヤウナ結果ニ見ニルノデアリマス、ソレハドウ云フコトカト云フト十五圓ノ資格杯ト云フモノハ隨分或ハ養子ニ行クトカ何トカ云フヤウナ方法ガ行レマシテ法律ノ目的ヲ十分達スルコトガ出來ヌヤウナコトガ澤山ニ出來テ參ツタ、ソレカラ日本國民ノ大體ノ人員ノ數カラ考ヘテ見マシテモ最初ハ十分ナル統計表杯ガアリマセヌカラ參政權ヲ得ル卽チ選舉權ヲ有スルモノガ確ニドノ位ト云フ十分ノ見込モ附カナカッタ、現行ノ選舉法ガ行レテ見マスルト云フト四千二百万グラボノ選舉權ヲ有スルモノニナシテ參リマシタノデアリマス、四千二百万ノ今日ノ人口ニ對シテ如何ニモ四十四万ノ參政權ヲ得ル者デハ比較的非常ナル少數ト今日デハ認メル、成ル程十五圓ノ國稅ヲ納ムル者ヲ五圓ニ下ゲルト云フト非常ナル激變ノ如ク見ユルニ相違ナイ、又激變ニ相違アリマセヌガ選舉法杯ハ餘り屢々動スコトハ宜シクアルマイト云フコトカラ將來ヲ洞觀シテ見込ヲ立て、之ヲ五圓ニ下ゲタノデアリマス、今日提出ノ法案ニ據ルト選舉權ヲ得ル者ガ二百万内外ニ及ブデアラウト考ヘマス、之ヲ以前ノ法案ニ比べテ見マスルト先ヅ五倍以上ノ増加ト相成リマス、之ニ致シテ見テモ凡ソ立憲ノ政治ノ行レテ居ル國々ノ割合ニ比ベテ見レバ總體ノ人口ニ比較スレバマダ少イ、併シ必シモ是等ハ原則ガアルノデハナイ、選舉權ヲ得ル者ガ人口ニ對シテ幾ラデナケレバナラヌト云フ極リハナイ、併シ先ヅ五圓ト致シマスレバ政治上ニ參與スルノ權利ヲ得ル者ガ二百万ト相成レバ此國政ノ上ニハ各種ノ人民ノ聲ヲ現スコトガ成ルベク必要デアルト認メテ下ゲラル、度合マデニ下ゲタノデアリマス、ソレデ斯ノ如ク變更ヲ致スニ附イテハ今日マデノ所ハ多ク地租ニ依クテ居タノデアリマスルケレドモ稅法ノ變更ヨリ且ツ農工ノ發達

テ最早其必要ハナカラテ、選舉人が是ナラ然ルベシト認メル所ノモノヲ選ブ
コトニ相成ツタナラバ納稅ノ資格ヲ附帶スルノ必要ハナカラウトスウ云フ考
デ、此時勢ノ變遷ト共ニモウ少シ憲法政治ノ上ニ於テ進歩セシムルコトノ必
要ヲ認メマシタノデ此案ヲ提出シタ譯デアリマス、然ルニ衆議院ニ於テ之ニ
修正ヲ加ヘタノデアリマスガ此修正ハ政府ノ提出シタ所ノ目的ト相反シマス
ル故ニ絶對的ノ反対ヲ持テ居ル、唯今モ委員ガ申述ベタ通ニ之ヲ列記法ニス
ルト云フコトニナレバ學理的カラ論ジテモ實際カラ論ジテモ少數者ノ代表ハ
出ルコトハ出來ヌト云フコトニナリマスカラ是ハドウシテモ單記ノ方法ヲ取
ラザルコトヲ得ヌト考ヘマス、ソレト又商工ノ代表者ヲ減ジタノモ政府ノ意
向トハ全ク反対デアリマス、此二ツノモノガ恢復サレマセヌケレバ之ヲ法律
ト爲スコトニ於テハ反対セザルコトヲ得ヌノデアリマス、大體斯ノ如キノ考
ヲ以テ此法案ヲ提出致シタ譯合デアリマス

○男爵伊達宗教君 私ハ條項ニ涉テ……今ノ選舉法ヲ御提出ニナシタ
神ハ今ノ總理大臣ノ御述ニナシタノデ分リマシタガ、此條項ニ附イテ分ラヌ
コトガアリマスカラ政府委員ニ御尋ネシマス、ソレハ第十三條ニ「左ニ掲タル
者ハ被選舉權ヲ有セス其之ヲ罷メタル後六箇月ヲ經過セサル者モ亦同シ」是
ハドウ云フ御主意デアリマセウカ、ソレヲ伺ヒマス、ソレカラ此十三條ノ一
ニ「政府ヨリ保護ヲ受クル會社ノ重役及事務擔當員」是モドウ云フ譯デアリ
マスルカ、マダアトニ二ツ三ツアリマスルガ先づ此二箇條ダケヲ御答辯ヲ得
テカラ……

(男爵伊達宗教君「サウデス」「ト呼フ）

○政府委員（梅謙次郎君）此第一ノ御問ハ第十三條ノ本文ニ「左ニ掲タル者
ハ被選舉權ヲ有セス其之ヲ罷メタル後六箇月ヲ經過セサル者モ亦同シ」ト
アル、罷メテカラ後マテ被選舉權ヲ有セシメナインノハ如何ナル理由カト云フ
御說カト聽取リマシタガ……

(東宮殿下還御一同起立敬禮)

是ハ其若シ或ル政府が選舉ニ干涉デモ致サウト思^ハマスルト保護ヲ
受ケテ居ル會社ノ重役、事務擔當員等ニチヨット名義ダケ其重役タルコト事
務擔當員タルコトヲ罷メサセマシテサウシテ選舉ニ出サシテウマク選バレ
マスレバ其儘ソレヲ議員トスル、或ハ時トシテハ其場合ニ議員ヲ罷メテサウ

ルベキモノデアル、然ルニ或ハ議員ニ對シテ、敵手ト云フ言葉ハ穩カデナイ
カ知ラヌガ相手トナルベキ人其人ガ同時ニ議員デアリ又ハ其人若クハ其人ノ
次ニ居ル者ノ命ヲ聞イテ職務ヲ執シテ居ル者ガ同時ニ國務大臣ノ行爲ニ就イ
テ云々スルト云フ議員ノ中ニ居ルト云フコトハドウモ穩カデナイ、自然サウ
云フコトヲ許シテ置キマスレバ動モスレバ其官吏ノ議員ヲ兼ヌル者ニ對シテ
ハ政府ガ、政府ノ都合若クハ政府ノ意見ノ通ニ議決ヲスルヤウニ自然無形ノ
強制ヲ行フ恐ガアル、成ル程理窟カラ申セバ役所ニ出テ官吏ノ資格デ勧クト
キハ長官ノ命ニ從ハネバナラヌガ議院ニ出レバ最早頭ニ長官ヲ載イテ居ラヌ
カラ自由ノ意志ヲ發表シテ構ハズ、自由ノ意思ニ依シテ行動シテ宜シイトハ申
サレマスガ是ハ唯理論一片ノコトニアシテ同ジ人ガ唯此居所ノ違フバカリデ
手ノ裏ヲ返スヤウナ勤ハ實際ニ於テ出來ヌモノデアリマスカラソレデ官吏ト
議員ハ兼ヌルコトヲ止メタ方ガ公平ナル議員ヲ得ルデアラウト云フ考デゴザ

○男爵伊達宗敦君 甚ダクトイコトヲ御尋不致シマシテ御煩シ申スヤウデア
リマスガ無論唯今御述べニナツタノハ政府ノ執ル所ノ方針デアルト承ツテ宜
シイノデアリマスカ

○政府委員(梅謙次郎君) 無論左様デゴザイマス

○山中幸義君 政府委員ニ條項ニ附イテ二三箇條御尋ネ致シタウゴザイマ
ス、此第十九條ノ選舉人ノ資格デアリマスガ是ハ無論何レノ府縣デモ日本全
國ドコノ府縣デモ宜シイ、是ダケノ納租額ガアリサヘスレバ權ガアルト云フ

○政府委員（梅謙次郎君） 御見解ノ通デゴザイマス
○山中幸義君 ソレカラ第三十五條デゴザイマス、第三十五條ノ三項「文字ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票スルコトヲ得ス」ト斯ウゴザイマスガ是ハチット極端ニナルカ知リマセヌガ日本文字ヲ知ラヌデ西洋文字バカリヲ知ッテ居ルノハ宜シイノデゴザイマスカ

○政府委員(梅謙次郎君) 御答致シマスルガソレハ其三十五條三項ニハ候ラ
又カモ知レマセヌガ同條ノ第一項ニ「自カラ被選舉人一名ノ氏名ヲ記載シテ
投函スヘシ」トアリマスニ依ツテ其選舉人ノ氏名ト云フノハ申スマデモナク日
本字デナケレバナリマセヌ

○山中幸義君 西洋文字デハイカナイノデスナ
○○政府委員(梅謙次郎君) 左様デゴザイマス
○山中幸義君 ソレカラ五十六條デゴザイマス、開票管理者ニ於テ投票ヲ保
存スル理由ハドウ云フ譯アリマスカ

○政府委員(梅謙次郎君) 是ハ其議員ノ資格ニ附イテ後トデ問題ノ起ル恐ガアリマスカラソレデ念ノタメニ保存致シマスノデアリマス
○山中幸義君 サウスルト此七十六條ノ二項ノ所デハ年限ヲ一箇年ト致シテアリマス、保存年限ノ一箇年ト云フ理由ハドウ云フ譯デアリマスカ

○政府委員（梅謙次郎君） 唯今御問ノハ七十六條ノ二項デスカ
○山中幸義君 左様デゴザイマス
○政府委員（梅謙次郎君） 七十六條ノ二項ニ一箇年以内ニ議員ノ選員アルト
キハ六十七條ノ二項五項ヲ適用スルト云フコトハ是ハ一遍選舉致シマシタル

議員ガ辭シマシタリ死亡致シタリシマシタトキニ一般ノ規則カラ申マスレバ補闕選舉ヲ行フベキデアリマスガソレヲ今度ハ一府縣ニ通ジテ選舉ヲ行ヒマスガ本則テアリマスカラ隨分手續ガ煩イノデアリマスルデソレヲ選ンダ議員ノ中……議員ノ定數ガ例ヘバ十名アル處投票ヲ得タル者ガ十五名トカ十三名トカ云フ場合ニ其殘リノ者ヲ順次補充員トシテ補フテ行クトスウ云フノデアリマスガ之ヲ若シ一箇年以内トセズ何時マデモ行ル、コトニ致シマスレバ其結果二年前ニ選ンダ議員三年前ニ選タ議員ト云フコトニナクテ最早其時ノ人ノ意思ヲ代表スルニ適セヌヤウナ者ガ出ルカラ一箇年ト限リマシタ

○山中幸義君 サウスルト後トニ保存シテ置クノハ訴訟ガ起ツタ時分ニハ訴訟ニ關係ヲ持ツデナクシテ唯選舉人ノ意思ト云フ所ニ重キヲ置イタノデアリマスルカ、投票ヲ保管スルト云フノハ……

○政府委員(梅謙次郎君) ソレハ兩方ヲ含ンデ居ルト云フタ方ガ尙ホ正シイカ知レマセヌガ……

○山中幸義君 サウスルト兩方ト云ヘバ第二ノ選舉ヲスルマデハ保管シテ置クガ宜イデヤナイカト云フ疑ガアリマスガソコハ構ハヌノデアリマスカ

○政府委員(梅謙次郎君) 二ツノ意味ヲ持ツテ居リマス、選舉ノ結果補充員トシテ議員トナルベキモノデアルカドウカト云フノハ無論投票ノ數ヲ以て見ルノデアリマスガソレハ選舉當時ニチヤント公ノ書類ガ出來マスカラソレヲ見ルニハ強チ投票其物ガナクッテモ宜シイノデアリマスルカ、ソレニ就イテ後日争が出來ルト行スカラ選舉ハ適法ニ行レタモノデアルト云フ證據ノタメニ格別面倒ノコトデモナイカラ取ツテ置カヌノデアリマス

○山中幸義君 一向要領ヲ得マセヌ、又ソレデ選舉會ヲ市長ト知事ト格別ニ開クハドウ云フ譯デアリマスカ

○政府委員(梅謙次郎君) 是ハ市選舉ノ基礎トソレカラ郡部ノ選舉ノ基礎ト云フモノハ此案テハ異シテ居リマス、先刻モ申上ケマシタ通市ハ人口五万人ニ附イテ一人ノ議員ヲ出ス割ニナクテ居ル、郡ハ十万人ニ附イテ一人ヲ出ス割ニナクテ居リマス、此ノ如キ譯デアリマスルカラソレデ其市ト云フモノトト云フモノト通ジテ計算ヲ致スコトニナリマスルト云フト其市ト郡ト選舉ノ標準ノ基礎ヲ異ニ致シマス精神ガ貫キマセヌ、ソレデ之ヲ別ニ致シマシ

○山中幸義君 六十二條ヲ御尋致シマス、此立會人デアリマスガ立會人ハ一方デハ選舉人中ヨリ立會人ヲ出シ一方デハ開票立會人ヲ以テ選舉立會人トスルスウ云フ區別ヲ立テタノハドウ云フモノデアリマス

○政府委員(梅謙次郎君) 是ハ本文ノ方ニ「選舉長ハ選舉區内ノ選舉人中ヨリ三名以上七名以下ノ選舉立會人ヲ選任シ」ト云フコトガアリマス、是ハ御承知ノ通普通ノ場合ニハ此選舉區ト云フモノハ殆ド一府縣ニ涉シテ居ル故ニ其中デ開票立會人中ヨリ選ブト云フコトニ致シマスルト或ハ大變ニ遠方ニ住ツテ居ルモノヲ喚び出スヤウナコトニナル、ソレハ誠ニ費用モ掛リ又必要ノナイコトデアリマスカラ開票立會人ト云フコトニセズ選舉人デサヘアレバ宜イト云フコトニナリマスケレドモ……

○山中幸義君 梅謙次郎君) 「其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス」ト云フ所ノ御質問デ

○山中幸義君 第三項ノ場合デ得票ハ、「五分ノ」以上ノ得票アルコトヲ要ス「ト云フハドウ云フ御趣旨デアリマスカ

○政府委員(梅謙次郎君) チヨット私ノ聞違ロカモ知レマセヌ、六十二條デハアリマセヌカ

○山中幸義君 六十七條デ六十七條ノ「但書ニ拘ラス有效投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス」此法ニ據ルト五分ノ一ノ得票ヲ要セヌデモ宜イヤウニ見ヘマスガ私ノ誤解カモ知レマセヌ

○政府委員(梅謙次郎君) 五分ノ一ノ得票ヲ要シマセヌ

○山中幸義君 ソレハ構ヒマセヌカ

○政府委員(梅謙次郎君) 此場合ニモ尙ホ五分ノ一以上デナケレバ採ラスト云フコトニナリマスルト全縣ノ者ニ選舉ノ雜作ヲサセバナリマセヌ、二度目ニハ已ムコトヲ得マセヌカラ比較多數デ總テ採ルコトニ致シマシタ

○山中幸義君 ソレカラ七十二條デス、三十二條ノ場合デハ知事が選舉ノ日本ヲ定メテ選舉ヲ行フコトが出來ル、七十六條デハ内務大臣ノ認可ヲ得ナケレバナラヌ、是ハ勿論場合モ違ヒマス、場合ハ違ヒマスガ此區別ヲ立テ代理人由ハドウ云フ譯デスカ

○政府委員(梅謙次郎君) 七十六條ノ方デス、是ハ別ニ大臣ノ認可ヲ受ケルト云フヤウナコトハナインデス

○山中幸義君 併シ「補闕選舉ヲ行フヘキ旨ヲ命セラレタル時ハ」云々ト云フコトガアリマス、命令ガナケレバイカヌコトニナクテ居リマス

○政府委員(梅謙次郎君) 内務大臣ヨリ補闕選舉ヲ行フベキ旨ヲ命スルト云フノハ是ハ議員ノ選舉員ト云フコトハ府縣知事が見極メル譯ニハ參リマセヌ、其當選人が議院ノ定數ニ達スルヤ否ヤト云フコトハ府縣知事が選舉長デアルカラソレハ無論見マス

○山中幸義君 ソレカラ先刻御尋申シマシタコトモウ少シ御尋申シマスルガ投票ノ保管デゴザイマス、投票保管ヲスルノハ選舉會ヨリ管理者ト云フモノガ勝手ニ保管スルノデアリマスカ、一向之ヲ保管スル方法ト云フモノハナイヤウデゴザイマスガ別ニ御定メニデナリマスカ

○政府委員(梅謙次郎君) 其命令ヲ以テ定メルコトハアルカモ知レマセヌ、併ナガラ此法文ノ本旨ハ投票ノミニ限リマセヌ、ソレく成規ガアリマスル無論適當ノ方法ヲ以テ保存スベキモノト心得マス

○山中幸義君 是ハ管理者ガソレハスレバ宜イノデスカ

○政府委員(梅謙次郎君) 必要アリト認メタナラバ命令ヲ發スルコトモアラウト思ヒマス

○子爵松平乘承君 少々私モチヨシト質問ヲ致シマス、此五十條デゴザイマス、五十條デ見マスルト「開票管理者ハ郡ニ在テハ投票函ノ總テ到達シタル住ツテ居ルモノヲ喚び出スヤウナコトニナル、ソレハ誠ニ費用モ掛リ又必要ノナイコトデアリマスカラ開票立會人ト云フコトニセズ選舉人デサヘアレバ投票人ノ總數トヲ計算スヘシ若投票ノ總數ト投票人ノ總數トニ差異ヲ生シタルトキハ其ノ由ヲ開票明細書ニ記載スヘシ」トナクテ居リマス所ガ是ハ若シ投票人ノ總數ト投票ノ總數トノ差異ガアリマシタラ唯ダ明細書ニ書イテ置クト云フマデ、其外投票ノ有效トカ無效トカ云フコトモナクテ唯其際ニ在シタ

○ノヲ明細ニ記載スルダケデアリマスカ
○政府委員(梅謙次郎君) 其開票管理者ト申シマスルモノハ是ハ選舉ノ有效無效ト云フコトマデ定メルモノデハナイ、又定メルコトハ出來マセヌ選舉ノ有效無效ハ選舉長ガ定メマスカラソレデ唯ダ其由ヲ明細書ニ記載シテ之ヲ選舉管理者ノ方へ出スマデノコトデアリマス

○子爵松平乘承君 フレハ開票管理者が有效無效ヲ定メルカト云フコトヲ御尋シタノデハナイ、若シ差異ヲ生ジタキニモ投票ヲ其儘ニシテ矢張其投票ハ無效ニナラヌト云フノデゴザイマスカ、ナルノカト云フコトデゴザイマス、投票人ハ多クテモ投票ノ數ノ少イ場合デハ誰カ投票ヲシタ積リデ實際ハシテ居ラヌコトガアルモノト見ナクチャナリマセヌ、其場合ニ選舉ノ有效無效ニハ一向及ブマイト思ヒマス、投票人ガ少クテ投票ノ數ガ多イトキニハ其多イダケハ必ず無效ノモノデアルノデ一人デ二票投ジタ者ガアルト見ネバナリマセヌ、此場合ニ其結果ガ選舉ノ當選ノ有無ニ影響ヲ及ス程デゴザイマスレバ無論其投票ハ仕直サナケレバナラヌト考ヘマス、併シ其結果ガ當選ニ影響ヲ及ス程ノモノデナケレバ無論顧ミナイモノト考ヘマス

○子爵曾我祐準君 政府ノ案デ見マスルト島ミニアリマス、佐渡トカ隱岐トカ壹岐トカ對馬トカ此ノ如キ島ミハ一選舉區トナシテ居リマセヌガ新潟縣ノ佐渡ニ於ケル對馬壹岐ノ長崎縣ニ於ケル如キハ唯今ノヤウニ選舉區ガ狹ケレバ此島カラモ舉ガリマスケレドモ全縣ヲ通シテ選舉スルト云フコトニナリマシタラバ勢ヒ島ミカラハ先づ議員ガ出ナインモノニナラウト思ヒマス、其邊ハ政府ハ向フ任セデ島ミカラハ代表者ヲ舉カラレハセヌガ別ニ必要ハナイト御認メアリマスカ、本來ハ島ミカラモ可ナリ人口ノアル所ハ代議士ガ出タ方ガ穩當デアラウト思ヒマス、是ニアレバ法律デ禁シテハナイガ實際ハ殆ド出ナイコトニナリハシナイカト氣遣ヒマスガ如何デアリマスカ

○政府委員(梅謙次郎君) 唯今ノ御尋ノ點ハ政府ニ於テモ色ニ取調べマシテ詳議フシタノアリマスガ、島ノ中デ此島司ヲ置キマスル島ハ内地ト大分事情ノ異ナルモノデアリマスルカラ、ソレデ是ハ別選舉區ニ致シマスケレドモ、矢張普通ノ郡トナシテ居リマス島ハ格別内地トハ事情ノ異ナルト云フコトモナイ島デナウテモ隨分或ハ地勢ニ依クテ小地區域ヲ爲シテ其處ダケノ事情ハ他ト異ナル所ハアリマスケレドモ是ハ已ムヲ得ヌコトデアラウト云フノデ、島司ヲ置キマスル島ノ方ハ別選舉トシテアルノデアリマス

○子爵曾我祐準君 島司ヲ置ク所ハ別選舉ニナシテ居リマスカ

○政府委員(梅謙次郎君) サウナツテ居リマス、ソレガ衆議院ニ於テ削ラレテ居リマス

○子爵曾我祐準君 衆議院デ削ラレマシタカ

○政府委員(梅謙次郎君) 左様

○子爵曾我祐準君 プレハ矢張政府ハ原案ヲ主張ナサル譯デアリマスカ

○政府委員(梅謙次郎君) 左様デゴザイマス

○山中幸義君 モウ一ツ政府委員ニ御尋致シマス、第八十七條デアリマス、八十七條ノ選舉運動者ト云フ此選舉運動者ト云フノハ隨分從來弊害ノ甚シイ

リマスカ、又一向實際ニ於テ差支ハナイト斯ウ認メテ居ルノデアリマスカ

○政府委員(梅謙次郎君) 御答致シマス、此選舉運動其モノハ弊害アリト認ムル譯ニハ往クマイト思フ、素ヨリ或議員ガ議員トナルニハ國家ノタメト思ヘバ其タメニ盡力スルノヲ又國家ノタメト思フノハ當然ノ事デソレヲ法律上惡ルイコト、見ル譯ニハ往クマイト思ヒマスガ或ハはマデ選舉運動者ハ動モスレバ不法ナル行爲ヲ用ヒテ運動ヲ致シマスルニ依クテ、ソレハ飽クマデ防カネバナラヌト云フ考デ今度選舉法ニ或選舉運動者ガ不法ノ行爲ヲ以テ運動ヲ爲スコトハ出來得ルダケハ防ギマスコレニナシテ居リマス

○山中幸義君 運動者ト云フモノ、區域ハ何所マデノドウ云フモノヲ以テ運動者トシマスカ

○政府委員(梅謙次郎君) ソレハ此或ル人が選舉セラル、タメニ奔走スルト申シタラ宜シウゴザイマセウカ

○山中幸義君 車夫杯ハ其内ニゴザイマスカ

○政府委員(梅謙次郎君) チヨット分リ兼ネマシタガ、……

○山中幸義君 車夫ナゾモ馭者ノ如キモ……

○政府委員(梅謙次郎君) 車夫ハ唯車ヲ曳イテ歩ルキマシテモ選舉運動者ニハナリマセヌ、馬車ノ馭者モ同様デゴザイマス

○山中幸義君 車夫ハ惡ルイ事ヲスルト云フコトハ見テ居ラヌノデゴザイマスナ——、運動者ヲ乗セタ車デアシテモ車曳ハ惡ルイ事ヲセヌ者トスウ見テ居リマスカ

○政府委員(梅謙次郎君) 素ヨリ惡ルイ事ノ性質ニ依リマシテハフレード國法ノ制裁ガアリマスルノデ、茲ニハ主トシテ選舉人議員候補者選舉運動者杯ノ惡ルイ事ヲスルコトヲ防イデアリマス

○山中幸義君 實際ヲ見マスルト車夫ト云フモノハ即チ……

〔「無用々々ト呼フ者アリ〕

○男爵尾崎三良君 兩方カラ互ニ立テ言葉ヲ發シテ居テハ甚ダ不體裁ト存ジマスカラ、ドウゾソレハ御止メニナルヤウニ願ヒマス

○籠手田安定君 質問ヲ致シマス、大抵曾我子爵ノ御問ヒニ御答デ略々分リマシタガ尙御答ニ依クテ見ルト島司ノ居ル所ヨリハ被選人ヲ出スト云フコトニナシテ居リマスルカ佐渡ト壹岐ノ國ノトハ島司ノ居ル居ラヌニ拘ラズ壹州

ノ情實ト佐渡ノ情實ト私ノ考ヘル所デハ決シテ變ツタ事ハナイト思ヒマスガ
今ノ御答デ見ルト島司ノ居ル所ハ一人出ス、居ラナイ所ハ出サナイト斯ウナッ
テ居ルガサウデゴザイマスカ

○政府委員(梅謙次郎君) 御答ヲ致シマス、島司ヲ置イテアリマス所ハ内地
トハ民情が大分異ナルト云フノデ即チ特別ノ行政區畫ヲ設ケテアルノデアリ
マス、デ成ル程島司ノ設ケテナイ所モ内地ト多少ハ事情ノ異ナル所ハアラ
ウト思ヒマスガ、詰リ程度論デ、島司ノ置イテアル所ダケヲ特別ニシタラ宜
カラウト認メマシタノデアリマス

○高橋喜惣治君 私モ政府委員ニ第八十條ニ就イテ質問ヲ致シタイ、八十條
ニ於キマシテ「裁判言渡ノ日ヨリ七日以内ニ裁判費用ヲ完納セサルトキハ保
證金ヲ以テ之ニ充當シ仍足ラサルトキハ之ヲ追徴スヘシ」トアリマスガ、是
ハ萬一保證金トスレバ是ハ現行七十九條ノ五百圓ノ事ヲ指スノデアラウト考
ヘル、ソレデ尙ホ不足ヲ生ジタルトキハドウ云フ手續ヲ追徴致シマスカ、一
體此當選訴訟杯ハ是マテ折々起ツタコトモアリマス、矢張斯ウ云フ事が起ツタ
節ニソレガ足ラズシテ追徴シタコト杯ノ先例ガアルノデアリマセウカ、又假
ニ之ヲモウ五百圓ヲ資力ノナイモノハドウ云フ事ニシテ之ヲ追徴シマスカ、
立案ヲシタ趣意ヲ念ノタメニ伺ツテ置キタイ

○政府委員(梅謙次郎君) 御答致シマス、此八十條ハ現行法ノ通デゴザイマ
シテ別段ニ改メタノデハナイ、而シテ改メルコトノ必要ヲ認メマセナカッタ
ノハ現在ノ保證金デ足ラナカッタノガアルカナイカト云フコトハ今御答致シ
兼ネマスガ、併シ有リ得ルコトハ認メマス而シテ其足ラザル場合ハ如何ニシ
テ之ヲ追徴スルカト申シマスルト是ハ普通裁判費用ヲ取立テマスル場合ト同
様ニ強制執行ニ往クノ外ハナイト思ヒマス

○議長(公爵近衛篤脣君) 他ニ御發議ガナクバ次ノ日程ニ移リマス、右議案
ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉

○子爵高野宗順君 本案ノ特別委員ハ十五名ニシテ其選舉ハ議長ノ御選定ヲ
願ヒマス

○男爵船越衛君 賛成

○關義臣君 賛成

(其他) 賛成々々ト呼フ者多シ

○議長(公爵近衛篤脣君) 高野子爵ノ動議ニ御異議ガナクバ其通ニ致シマス

○議長(公爵近衛篤脣君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤脣君) 次ハ郡制中改正法律案、中西光三郎君發讀、第二
讀會、第二讀會ニ於キマシテハ全部ヲ問題ニ供シマス

(久本書記官朗讀)

明治二十三年法律第三十六號郡制第九條左ノ通改正ス

第九條 大地主トハ其名簿調製期日ヨリ前満一年以上其郡内ニ於テ自己ノ
名義ヲ以テ間断ナク町村稅ノ賦課ヲ受クル地所ニシテ地價總計壹萬圓以
上ノモノヲ所有シ仍引續キ所有スル地主ヲ云フ

○議長(公爵近衛篤脣君) 大地主トハ其名簿調製ノ日ヨリ前満一年以上郡内ニ於テ地價總計
壹萬圓以上ノ土地ヲ所有シ仍引續キ所有スル者ヲ云フ

○議長(公爵近衛篤脣君) 前項議員ノ任期中ニ行フヘキ補闕選舉ニハ該議員選舉ノ際確定シタル大地
主名簿ヲ適用ス

○議長(公爵近衛篤脣君) 特別委員修正附則

名簿調製期日前相續ニ由リ財產ヲ取得シタル者ハ前財產主カ所有シタル
地價額ヲ以テ其資格ニ算入ス

附則

明治二十三年法律第三十六號郡制第九條左ノ通改正ス

第九條 大地主トハ其名簿調製ノ日ヨリ前満一年以上郡内ニ於テ地價總計
壹萬圓以上ノ土地ヲ所有シ仍引續キ所有スル者ヲ云フ

○議長(公爵近衛篤脣君) 前項議員ノ任期中ニ行フヘキ補闕選舉ニハ該議員選舉ノ際確定シタル大地
主名簿ヲ適用ス

○木下廣次君 去ル土曜日ノ會議ニ於キマシテ此問題ハ既ニ議場ノ議題ニ
ナクテ居リマシタ頃ニ私ハ之ノ修正案ヲ提出スルヤウナコトヲ申上げテ置キ
マシタケレドモ、既ニ昨日御聽キニナリマシタ通私等ノ説ハ假令土地臺帳若
クハ登記簿ニ書イテナクトモ、郡長ハ其土地臺帳及登記簿ニ依シテ名簿ヲ調
製スベキモノナリト云フ趣意デゴザリマスルカラシテ依ツテ修正案ヲ今日ハ
提出イタシマセヌカラ、去ル土曜日ニ申上げテ置キマシタカラチヨット御斷
リヲ申上げマス

○議長(公爵近衛篤脣君) 別ニ御發議ガナクバ採決致シマス、委員會ノ修正
ノ通ニ御異議ガナクバ可決ト認メマス

○伯爵上杉茂憲君 大概別ニ御議論モアリマセヌカラドウゾ議事日程ヲ變更
シテ直ニ三讀會ヲ開カレンコトヲ希望致シマス

○森山茂君 賛成

○三浦安君 賛成

○議長(公爵近衛篤脣君) 直ニ三讀會ヲ開クニ御異議ガナクバ……
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤脣君) 直ニ二讀會ヲ開キマス朗讀ハ省略致シマス
(「二讀會異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤脣君) 御異議カナクバ可決ト認メマス、次ニチヨツト御
相談ヲスルコトガアリマスガ、明治三十一年度歲入歲出總豫算追加並ニ各特
別會計歲入歲出豫算追加其外豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ要スルモノ
ト云フヤウナ議案ガアリマスガ、是等ハ會期ハ延ビマシタケレドモ矢張日數
モ餘り長クナイコトデアリマスカラ今日議事日程ヲ追加シテ此所ニ審査期日
ヲ定メルト云フコトノ議ヲ引續イテ開イテハ如何デゴザイマスカ

○議長(公爵近衛篤脣君) 然ラバ直チニ此議事ニ掛リマス

○子爵谷千城君 是ハ最早日限モゴザンセヌコトデゴザイマスカラ、明八日

二八

ヨリ十日マデ三日間ノ期限デ調査ヲ了リマシテ十一日ニ報告ヲ致スヤウニシ

タイト考ヘマスルガ如何デアリマスルカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 谷子爵ノ發議ニ御異議ガナクバ……

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) サウ云フコトニ致シマス、本日ノ會議ハ是ニテ了

リマシタ、明日ノ議事日程ヲ御報道致シマス

午前十時開議

第一 銀行ニ關スル法律ニ定メタル過料ニ 第一讀會ノ續(特別委員)

關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(特別委員)
(長報告)

第二 明治三十一年法律第三十九號中追加

第一讀會ノ續(特別委員)
(長報告)

第三 歯科醫學校設立ノ請願

(提出)

第三 歯科醫學校設立ノ請願

第四 肥薩官設鐵道工事ノ請願

第四 肥薩官設鐵道工事ノ請願

第五 奧羽鐵道布設工事著手ノ請願

第五 奥羽鐵道布設工事著手ノ請願

第六 商法修正ノ請願

第六 商法修正ノ請願

第七 外資輸入ノ方法ニ關スル請願

第七 外資輸入ノ方法ニ關スル請願

第八 地租增徵及外債募集ノ請願

第八 地租增徵及外債募集ノ請願

第九 商法第七百九十條改正ノ請願

第九 商法第七百九十條改正ノ請願

第十 證券印稅規則中改正ノ請願

第十 證券印稅規則中改正ノ請願

第十一 港灣修備ニ關スル請願

第十一 港灣修備ニ關斯ル請願

第十二 在外寄賣淫婦取締法制定ノ請願

第十二 在外寄賣淫婦取締法制定ノ請願

第十三 安倍川改修ノ請願

第十三 安倍川改修ノ請願

第十四 郡界變更ノ請願

第十四 郡界變更ノ請願

第十五 人力車發明人ニ年金給與ノ請願

第十五 人力車發明人ニ年金給與ノ請願

第十六 北海道事業經營ノ請願

第十六 北海道事業經營ノ請願

第十七 室蘭郡ニ區裁判所設置ノ請願

第十七 室蘭郡ニ區裁判所設置ノ請願

第十八 明治二十九年法律第十八號改正ノ請願

第十八 明治二十九年法律第十八號改正ノ請願

第十九 劍法體操ヲ兒童體育ニ編入ノ請願

第十九 劍法體操ヲ兒童體育ニ編入ノ請願

第二十 燐礦石輸入稅免除ノ請願

第二十 燐礦石輸入稅免除ノ請願

第二十一 衆議院議員選舉法改正ノ請願

第二十一 衆議院議員選舉法改正ノ請願

第二十二 監獄費國庫支辨ノ請願

第二十二 監獄費國庫支辨ノ請願

第二十三 民間資金ノ運轉ヲ圓滑ナラシムルノ請願

第二十三 民間資金ノ運轉ヲ圓滑ナラシムルノ請願

第二十四 營業稅法全廢ノ請願

第二十四 營業稅法全廢ノ請願

第二十五 米穀減耗豫防ノ請願

第二十五 米穀減耗豫防ノ請願

本日ハ散會

午後二時三十七分散會

貴族院議事速記録正誤

(一九)

正誤段行誤正誤段行誤正誤段行誤正誤段行誤

二一三下二ノ次ニ左ノ一行ヲ脱ス

二一四下二二改テ

二一三下三〇議長(侯爵近衛篤磨君)宣シウゴザイマス

二一〇下六モ少

二〇周布公平君ニ於テモ少

モ登記簿ノ上

明治三十一年六月七日